



蘭使日本紀行

七

ル 3
1138
7



門ル3
號 1138
卷 7



得シカ為ナリ。則チ此小舟ヲ燒棄テ。悉ク水吏ヲ
殺ス。サレセドヨリ直ニアニルヲニ向テ出帆ス
ル一船アリ。西班牙人五十四人ヲ乗ス。是マニル
ラニ至テ敵ヲ防振セントスル所ナリ。千五百七
十四年十一月末日マニルラニ夜ニ入り着岸セ
リ。
若シ此夜風向陸ヨリ強吹セシナラハマニルラ
全島燒失シ。土民悉ク血浴ニ陥リタルナルヘシ
何トナレハリマホン暗ニ乗シテ四百人ヲ上陸
セシメテ。各所ニ火ヲ放チ。且兵ヲ弄セント謀リ

タレハナリ。然レモリマホンハ終夜波濤ニ蕩揺
 セラレ上陸スルヲ得ス翌日八時ニ至リ始テ市
 下一里ヨリ上陸シ劇カニ陣ヲ列シ二百人ノ銃
 卒ヲ前行セシメ更ニ同敷ノ鎗ヲ之ニ次カシ
 ム平地ヨリ進テマエラニ入ル土人始テ之ヲ
 知り走テ事ヲ西班牙人ニ報ス西人敢テ之ヲ信
 セス謂ク是一揆ナルノミト既ニノ副將マルチ
 シゴイチニ属スル前街ノ第一屋ニ到リ火ヲ放
 チゴイチ及ヒ其家族ヲ殺スゴイチノ婦ハ重創
 ヲ蒙ル市正ヲ呼フ各人実境ヲ見テ早卒紛乱

順序ヲ整フルニ違ナク賊軍ニ當ル而ノ僅カニ
 一隊ノミ巖然整列シテ敵ヲ防ク漸ク接近スル
 ニ方テ之ヲ退テ海岸ニ駆逐ス
 リマホン戦利ナキヲ見テ抜鎗シマニラノ上
 二里ナルカビリ港ニ向フ此地ニハギエイドデ
 ラバサレス七ミシールロバステレカスビニ代
 テピリツペーネレヲ指揮シ兵士ハ唯マニラ
 ノミニ備フルヲ以テ今ハ防拒ノ策ナシ復タ西
 班牙ノ救援ヲ請フニ違ナシ故ニ市街ヲ放置シ
 高所ニ於テ急速ニ一城ヲ築カントスニ晝夜休

燒ノ
マホ
ン
マ
ホ
ン
マ
ホ
ン

息ナク之ヲ經營シ。柵ヲ樹ハ壁ヲ構フ。或ハ土ヲ積ミ砂ヲ盈ルノ桶ヲ造リ。以テ堤防ニ當ツ。四個ノ鉄杆（市中キ在ル者）ヲ新城ノ高所ニ移シ堅ク。ラバサレスハ僥倖ヲ得テ。リマホンハカビタ港ニ漂搖シ。サルセドヨリ西班牙人五十四人ヲ救接ニ送レリ。

城内ニ護兵ヲ置キ。サルセド勢ハ其麓ヲ守ルリ。マホン（曉ニ乘シテ投錨シ）急ニ百人ノ兵ヲ上陸セシム。人民ハマニルテニ遁レ退ク。則チ人家ニ火ヲ放ツ。其焰及ヒ煙ハ新城ヲ蓋フ。城兵勇テ奪

マ
ホ
ン
マ
ホ
ン
マ
ホ
ン

テ之ヲ護ル。而シテ支那兵二百人ヲ殺セリ。負傷亦少クナラス。此時西班牙人ノ死スル者ハ旗持サレキカオルチス。及マニルテノ捕手頭ヲラシス。デレオンノミナリ。

支那海賊ハ此ノ如ク敗績シタルヲ以テ復タ勇戦スルノ氣カナレ。是ニ於テカビタ港ヲ退キ。更ニ上辺四十里。大河バンガシナンニ赴キ。リマホン一地ヲ得タリ。曰ク是支那進兵ヲ避クルノ好地ナリト。更ニ進入スル一里。海岸ニ一城ヲ築キ。土人ニ通テ金ヲ納メシム。恰モ酋長ノ状ヲ為

ス。軍略ヲ談シ。パンカンナシヨリ海上彼此ニ船
 ヲ出シ。風説ヲ傳テ曰ク。ビリッパーネンニ於テ
 全ク西班牙人ヲ撲滅セリト。
 此説ヲ傳聞シテ信スル者多ク。ラハサレスニ於
 テ。大ニ人ヲ苦慮セシム。何トナレハ土人固ヨリ
 西班牙人ノ壓制ニ苦レムヲ以テ。速カニ其束縛
 ヲ脱シ。多事ニ托レテ肩ヲ休セントスリ。ホレ
 来ル。アルモ。旧制ヲ一新スルニ非サレハ。其懈
 急ヲ窺テ。窺カニ不注意ノ海賊ヲ襲撃セントス
 レハナリ。則チ諸船及軍兵ヲ一集シテ。ビンタド
 ス。及ビリッパーネン諸島ニ向ク。船隊ハ西班牙
 兵三千五百人。印土人二千五百人ニ成ル。サルセ
 ド。此船隊ヲ引テ。千五百七十五年三月十五日。バ
 ハガシナン河ニ進メリ。速カニ船ヲ繫テ。河口ヲ
 塞ク。大砲四門ヲ陸ニ上ケ。午候ヲシテ。リマホン
 ノ陣營ヲ伺ハントシテ。敵地ニ入ラシメタルニ
 其戒心ナキヲ見ル。支那軍ヲモ恐レス。又西班牙
 人ヲモ恐レス。唯先敗ノ耻辱ヲ雪キ。復讐セント
 スルノ念アリ。是猶豫スヘキニアラス。是ニ於テ
 ガリビードデリベテ。ハ間道ヨリリマホンノ陣

カヒコノシヨク
國

城
火

城

三六

營ニ迫ル。隊長バートルデシマヘス。及テウレン
スシヤコシハ。輕舟ニテ兵八十人ヲ率ヘ。流ニ洩
リ。リベラノ支那海賊ヲ攻ムル中ニ。此同時ニ進
入セント欲ス。サルセドハ。後軍ニ在テ先陣ノ応
接ヲ為ス。シヤヘス。及シヤコシハリマホン船隊
ノ城下ニ繫ケ。其空虚ナルヲ見テ。二時間ニ悉
ク之ヲ燒キ棄テタリ。バラハ上陸シテ賊營ニ
放火セリ。支那人大ニ敗レ。凡ソ百人ヲ失ス。リマ
ホン僅カニ身ヲ以テ遁レ。城内ニ隠ル。
是ニ於テ一時息兵シ。而シテ西班牙人ノ進路ヲ支

城
火

フル堅固ナル城塞ヲ攻メリ。此時日光灼烈。炎熱
耐ヘカラス。加之家屋炎焼ノ火熱盛ナリ。攻撃ニ
疲労シタルヲ以テ。新兵ノ救接アルニ拘ラス。退
陣セリ。負傷ノ外。西班牙人五人。印土人三十人ヲ
失ス。翌日ナルセド。堅陣ヲ張テ。敵兵ノ通路ヲ塞
キ。即日城ニ迫テ攻撃セリ。
然レモ。終夜防戦能ク勉ム。大砲三門。及銃ヲ球壁
ニ備ヘ。更ニ胸壁ノ周圍ニ火番ヲ備フ。サルセド
急撃ノ危キヲ知リ。唯之ヲ遠圍セン。ヲ謀ル。抑
モリマホンノ貯蓄ハ既ニ燒失シタルヲ以テ。復

タ防拒スルヲ得ス。又永ク保存スルヲ得サルハ
 ケレハナリ。サルセド之ヲ囲ムヲ三月ナリ。此長
 陣中舟ニテマニルヲヨリ食料及ビ軍備ヲ輸送
 セリ。此際ニ方テミシールデロアルシアバリア
 ン港外ニ於テサンブレイノ一船ニ逢フ。則チ之
 ヲ奪フ。其内ニ一支那人アリ。シンサイト称ス。是
 久シクマニルヲニ在テ貿易シタルナリ。シンサ
 イ請テ曰ク若シ船ヲ見ルヲアルモ先ツ明ヲカ
 ニ報知セサル前ニハ。兇砲スルヲ勿レト。果ソ一
 船アリ相近ククシンサイ書ヲ得タリ。支那人ア

ミテールオムコン船ヲ舫シタルニ。其船隊ヲ奪
 ハレタルヲ以テリマホンニ罪ヲ問ハントスル
 ナリ。此報ニテ事情ヲ知リサルセトニ附。軍勢中
 ニ入ル。故ニサルセト謂クリマホン遁逃ヲ得ス
 ト。支那船至ルアレハ。生死我手中ニアリトオム
 モコンマニルヲニ在テ待ツ。然レ此事遲延シ之
 ヲ待ツニ堪ヘス。其方ニ旅行セリ。蓋シ近キ内ニ
 帰来シリマホンヲ支那ニ船送セント企タツル
 ナリ。
 オモンコント共ニマルチンデヘルテド。及ヒ

ロニミエスマリン出船セリ。甲ハハムベロナニ
出テ乙ハナキシコ人ナリ。共ニアウガユスチネ
ル僧ナリ。且バートルサルミント。及ミシール
デロアルシヤト共ニス。ヘルラド及コリンノ帰
去コ付。大切ナル事件ヲ直ニマドリツトニ報知
ス。此般ハ世ノ知ル如ク。曾テキリスト国ヨリ支
那ニ足ヲ入ルノ嚆矢ナリ。オンモコン。ゴユリア
ン港ヨリ出船シ。直行シ。又支那ノ習慣ニ倣テ地
図ニ拠ラス。唯十二方ノ羅鍼ヲ用フ。故ニ唯一島
ヨリ他島ニ向フノミ。決シテ遠ク海上ニ出ルヲ

ナシ。故ニサルミントノ話ノ如ク。西班牙人ハ
如何シテ墨是哥ヨリ。ビリツバ。ネンニ向ヘ。三
月間国土ヲ見ステ。南海ヲ経シヤト。支那人ハ
大ニ驚キタリ。
オンモコン陸地ヲ距ルヲ七十里。水深キヲ八十
尋ニ至リ。支那地方ニ近接スルヲ知ル。之ヨリ支
那地方ニ愈近キニ隨テ愈浅シ。終ニ美地チユチ
ユヒユルヲ見ル。高塔巨屋シセオ地方ニ在ル
ヲ見ル。河口高岩上ニ番所アリ。軍船七艘アリ。列
ヲ為ス。以テ海上ヨリ入津スルノ船ヲ監ス。則オ

ンモコンニ乗リ組ミチユチユヒユルニ赴クハ
 キヲ告ク之ヲ檢視レテ後通過ヲ許ス地方官自
 ラ輕舟ニ乗リオモンコンヲ導ク則チ杆ヲ掲ケ
 旗ヲ捧ケ橋前ニ帆ヲ置キ地方官ヲ待ツ此人オ
 モンコンヲ丁寧ヲ饗応ス之ヨリタンシユサニ
 進ム歡樂スヘク且堅固ナル地ナリ堅壁ヲ備フ茲
 ニ大砲小銃ヲ放テ祝賀シアウギユステーネル
 僧ヲ上陸セシムタンシユサエスヲ過キ船外ニ
 出ルヲ許スノ命ヲ得タリ之カ為ニ支那慣法ニ
 テ信章アル白塗ノ板ヲ授ク記シテ曰ク此異人
 ニ上陸ヲ許スト

支那ノ各種市街ヲ過キ異物奇体ヲ觀ル後退
 去ヲ命セラル是ニ於テ謂ク西班牙人ハ各方諸
 邦ニ手ヲ延シ更ニ支那ニ及ハントスルナリト
 後件ニ由テ此思考愈増加セリ則チ評判ヲ聞ク
 ニリマホン上ニ記スルカ如クバンガシナン河
 ニ居城ヲ構ヘ今圍マレテ遁走スルヲ得スシ
 セオ海岸ヲ侵掠シ終ニ其地ヲ押領シタリト又
 リマホンハ其城内ニテ小舟ヲ造リ暗夜ニ乗シ
 テサルセド護兵ノ間ヲ過キ驚クヘク迅速ニ遁

走セリト。然レモ忽チ新乱黨ノ知ル所トナリタ
リ。故ニ有名ナル航客ニシトキエイヤムノ朋友
タオカイハリマホシノ敵タルヲ以テシンセオ
ヲ乱妨シ。今尚然リト。
シンセオノ執政集會シタリ。此時西班牙人支那
ニ赴ク為ノ理由ヲ述ンテヲ求メリ。衆皆知ル近
頃束縛ヲ脱シテ自由ヲ得ルヲ。偶新年ナリ
全支那兵士軍装セリ。西班牙人ハアウセオ街ノ
外ニテ廣野ニ居ラサルヲ得ス。此地ニ調兵アリ
則チ二万ノ鎗手及銃手アリ。喇叭鼓声大ニ起ル

方ニ接戦ス。両軍相乱テ一合一開小戦ノ状ヲ為
ス。終ニ全軍全勝ノ状ヲ為シ。或ハ甲鎗兵ハ乙鎗
兵ニ敗ラレ。走ルアリ。逐アリ。或ハ敗軍中ニ在
テ獨振アリ。既ニノ軍事止ム。紋ノ粗拙ナル者
ハ苛責セラレ。更ニ嚴戒シテ之ヲ習練ス。此調兵
留連スルヲ四時間。是ニ於テ西班牙人ハ全世界
中此ノ如キ好戦ノ地ナキヲ証ス。
西班牙人タンシユラ港ヨリ出帆シ。更ニ上部ニ
及ハレトス。風ヲ得ル為ニラリ。及カウチエボ
島ニ向テ乙ニハ村落多シ。其最ナル者ハガウチ

シナリ五石塔ヲ以テ保固ス。以テ目標ト為スニ
適ス。航客之ニ入レハ常ニ安全ヲ得。カウチエボ
ハ沙地ニテ多山ノ島ナリ。米小麥及各種ノ野菜
ニ富ム。多ク牛馬ヲ牧養ス。土人酋長ヲ知ラス。
其後コルシエ島又アンコンニ着ス。此地ハ無人
ナレ氏コルシエニ比スレハ大ニ肥沃ナリ。支那
人此事ヲ説ク曰ク。アンコンハ往時ハ大ニ多人
ノ地ナリシニ。不慮ノイヨリ無人トナレリ。則チ
曾テ一支那船。激浪颶風ノ為アンコン岸ニ漂着
セリ。船人帰ルニ策ナシ。船ハ濱ニ打上ケラレ粉

碎セリ。舟士等四方ニ散乱シテ。無罪ノ土人ヲ殺
害シテ多数ニ及ブ。而シテ他ノ残りタル者ハ皆支
那ニ遁走セリ。此乱妨アリテヨリ後。人復タ此地
ニ帰り住セス。曰ク復タ故地ニ帰り再ニ此ノ如
キ残酷ヲ待レヨリハ。寧ロ大陸地ニ住スルヲ安
全ナリトスト。

大船(アンコン)ノ
船長(アンコン)ノ
船長(アンコン)ノ

西班牙人アンコンヨリブロン島ニ至テ。漁者ニ
就テリコホシノ事ヲ聞クニ。彼ハサルセドニ困
コレタル竈城内ニテ。夜中竈カニ焼ケタル船ノ
板片。折櫓ヲ拾ヒ集テ。以テ一小舟ヲ造リ。竈カニ

リ
天
神
命

身ヲトカオチカシ島ニ隠セリト。支那アミラー
ルオモンコン^レハ。西班牙人ト共ニ^ニマニル^レニ航
シ。主長ニ謁ス。主長曰クリマホン。西班牙船隊ニ
向テ憤戦セントス。西班牙人ハ海賊ノ毒手ニ死
スルヲ甘ニスルヤ。否サレハ如何シテ之ヲ免カ
レ得ンヤ。汝能ク我惠ヲ受ク。支那ハ嚴法ヲ以テ
諸外邦人ヲ械枷スルニ。汝ニ之ヲ許セルヤオモ
ン^レコ^レン^レ曰ク。西班牙人ハ唯教法ヲ搬布セン^レト
勉ムルノミト。言訳シテ主長ノ疑ヒヲ解カント
ス。

既ニノトカオチカシ島ヲ見ル。是ニ於テ諸説争
ヒ起ル。オモンコン曰ク。此地ニテ海賊リマホン
ヲ殺サン。彼久戦ニ疲労シ。警固嚴ナラサレハ之
ヲ擒スルモ。之ヲ殺スモ容易ナルベシト。他人大
ニ之ヲ非ナリトシ曰ク。凡ソ事豫ノ定ム可カラ
ス。況ンヤ軍事オヤ。禍福是ヨリ分ル。彼今終ニ遁
ル可ラサルヲ悟テ。死ヲ決シテ憤闘。最後ノ一滴
血ヲ注カントス。船隊ニハ馬及ヒ旅具ノ妨碍アリ
戦争ニ供スルニアラス。運輸ニ供スルノミ。且
亜王ヨリノ命ニ曰ク。西班牙人ヲマニル^レニ送

リマホン

リ。而ノリマホン。生或ハ死ニテ支那亜王ニ引
渡サシムヘシト。此議最モ緊要ナルニ似タリ。是
ニ於テ船ヲトカオチカシニ進マシム。プロン港
ニテ風候ヲ待ツ。三月間。タンガルリユアン大
島ヲ經テマニル。テ向ヘリ。支那人丁寧ニ饗応
シ。終ニ満足シテ帰レリ。

リマホン防戦スルニ力ナシ。支那及西班牙船隊
トカオチカシ港ニ於テ諸船ヲ海ニ放テ之ヲ攻
ムルヲ以テリマホン一荒島ニ遁レ行ク所ヲ知
ラス。曾テ支那ヲ震驚セシ者。今僅カニ一小賊ヲ

ルニ過キス。唯草根及果實ヲ拾テ之ヲ食シ。貧困
生息スルノミ。其勞心スルヨリ重病ニ罹リ。終ニ
絶命セリ。他賊ハ皆改心正ニ帰レ。各々彼此ニ隠
レテ生ヲ送レリ。

西班牙人盛ニ
三

西班牙人盛ニビリツヘリ。ネン諸島ニ殖民シ。千
五百七十八年再ニ支那ニ航ス。バードルデア
フハロシヒリアン。フランシスカネル。ヨアンバ
プチスタ。イタリ人。フランシスコバカ。ヤバ
スチアリン。及アウギユステインデトルゲシル
ラス。軍卒三人。フテンシスキユステジエエンナ

スヨアンジアキスバルド。及ベートルデビル
ル。其他マニルテ人ニ名。又支那一少年。此人
戦時リマホンニ擒ハレ。後西班牙語ニ習熟ス。是
ニ於テ西班牙人。終ニ支那ニ足ヲ入レ。且同時ニ
東印土諸国ヲ葡萄牙領ニ属セリ。
麻六甲。媽港。及マニルヲハ。最モ日本ニ近接ス。西
班牙領此ノ如ク廣大トナリ。日本ニハ無数ノキ
リス。テ一ネンヲ送リ。遍ネク教法ヲ布カントシ。
兼テ之ヲ信スル諸侯ヲ抱キ込ニテ。勉ム。内府
様ハ之ヲ容易ナラサルトナリトシ。終ニキリス

ト徒ヲ滅亡セント企テリ。
内府様ハ多年血戦ノ後。既ニ高年ニ及ヒ。大ニ政
務ニ倦ム。曾テ亡將軍太閤様ニ誓約スル所アリ。
秀頼十五歳ニ及ハ。政権ヲ譲ルヘシト。然ルニ
尚之ヲ踐行セス。其女ヲ以テ之ニ娶スト。虽政権
ハ公方様ニ附与シ。其職ヲ永ク自家ニ保持セン
トスルノ意アルヲ以テ。一好機會ヲ俟テ。誓約ヲ
破ラントヲ求ム。故ニ密カニ事アラントヲ望ム。
是ニ於テ内府様秀頼ニ罪ヲ言掛ケ。抗拒ノ念ヲ
煽動シ。其職位ヲ褫キ。生命ヲ岳父ノ手ニ托セシメ

ントセリ。

内府様駿河ニ在テ此ノ如キ企ヲ抱キ急ニ四方ニ令シテ勇者ヲ招募シ大坂ニ赴キ秀頼ヲ圍ムト三月大ニ之ヲ敗リ其疲弊スルニ乘シテ城ヲ引渡シ且秀頼ノ自裁センヲ強迫ス秀頼血書シテ歎願スルヲ左ノ如シ。

嗚呼賢明岳父ヨ何ソ人倫ノ大義ヲ破ラントスルヤ既ニ其女ヲ配ス豈ニ子ヲ攀ルヲ望マサルヤ余カ心潔白石壁ニテ囲ムカ如シ抑モ岳父職位ヲ踏ムニ廉直ナラス父太閤ノ余ヲ繼位トナシ。

政権ヲ握ラシムヘシトノ遺言ニ背キ強テ余ヲ退ケ一小侯トナシ卑位ニ置カントス余豈ニ之カ為ニ血ヲ洒カサルヲ得ンヤ岳父何ソ自ラ之ヲ内心ニ反求セサルヤ是余カ一揆ヲ起サントヲ恐レ長ク膝下ニ置キ日本將軍ノ職位ヲ望ムノ念ナカラシメントスルナリト。

此ノ如キ神妙ナル願意ヲ内府様聴カス曰ク秀頼保生シテ長セハ太閤様ノ血族タルヲ以テ將軍タランヲ望ムヘシ殊ニ諛佞者ノ為ニ陷溺シテ妄ニ職位ヲ争ヒ我宗家ヲ危険ニシ政権ヲ

失ハシノントスルナリト。秀頼ノ妃ハ内府様ノ
 女ナリ。父ニ懇請シテ身ヲ以テ秀頼ノ生命ニ代
 シテヲ求ム。内府様之ヲ聽カス。
 内府様大坂城ノ外壁ヲ潰崩シテ。外濠ヲ埋ム。其
 幅三百九十尺。深三十三尺。上邊ノ胸壁ハ粘土ニ
 テ密墁シ。更ニ外面ヨリ塗ル。数丈ニ亘ル。濠下ノ
 堤ヲモ潰崩シ。内府様ノ兵城内ニ侵入ス。壁内ニ
 ハ諸候ノ邸第アリ。之ヲ拒ム者アルモ終ニ支フ
 能ハス。

内府様既ニ全ク外城ヲ押領ス。而シテ内城ノ濠前
 ニ陣ス。其深外濠ニ同シ。幅ニ百五十尺ナリ。内濠
 ニ架スル最大ナル橋ハ。双方ニ欄干アリ。純金ニ
 テ造ル。門扉ハ金片ヲ貼ス。

内府様此橋ヨリ進入ス。城兵驚駭シテ敢テ之ヲ
 支フル者ナシ。此時門扉大ニ開キタルヲ以テ多
 勢ヲ入ルニ便ヲ得タリ。秀頼遁レントスルニ殆
 レト道ナシ。後園ノ丘上ニ登ル。其脚ニ壁アリ。宮
 殿アリ。屋宇金甍ヲ列ス。殿ノ大サ一時行程ナリ。
 秀頼ノ母妃及ニ貴族多員是ニ住ス。

内府様内城ノ道路ヲ塞キ。一時ニ攻撃ス。漸ク迫

リ。宮殿ノ周囲ニ焚材ヲ積ミ。火ヲ放テ之ヲ燒ク。秀頼ハ貴重ナル職位ト共ニ熱灰中ニ燔滅セリ。火勢猛烈ナレト敢テ之ヲ消滅セシメスル者ナシ。凡ソ秀頼ニ從隨シタル者一人モ死ヲ免カル者ナシ。或ハ戦死シ。或ハ自裁ス。此激戦ハ日本ニハ千六百六十年ノ事ナリ。

内府様ハ久シカラスマ。此血浴ノ終レルヲ喜ブ。則チ三月ヲ消セス。日本冠ヲ其子公方様ニ譲レリ。公方様ノ治世ニ於テ顯著ナルニ大事件アリ。是日本人ノ忘レサル所ナリ。一日卒然トノ恐

ルヘキ海嘯アリ。港ニハ停泊ノ船舶。碇ヲ離レ岸ニ衝突シテ摧碎シ。陸地ハ自由ニ運歩スルヲ得ス。強風大樹ヲ吹キ倒シ。枝ヲ折リ根ヲ抜ク。屋傾キ墜倒ル。卒然トノ地裂ケ。街上ニハ各家相衝突シテ共ニ潰崩シ。自家ノ柱梁ニ壓扁セラレテ踣哭スルアリ。又原野ニ遁走シタル者ハ。或ハ地ト共ニ持上ケラレ。数歩外ニ轉投セラレナリ。加之劇甚ナル雷雨ニテ海水怒漲シ。河口充塞シテ水平地ニ汎濫シ。低田ハ水涵トナリ。川河ハ堤防ヲ決ス。波濤海岸ニ衝突シテ激シテ村落市街ヲ流

没シ。海水陸上ヲ浸ス。丁敷里ニ至ル。氣及ヒ水、此ノ如キ大動搖ニ繼テ。キリスト徒ニ関係シタル一大事件起レリ。將軍公方様ハ執政左兵衛ノ説ニ從テ。キリスト徒ヲ驅逐セントシ。此事大ニ困難ニ及、リ。アントニウスモト。フランシエスキスセイモト。及アントニウスベソト。ドヴラヨリ支那ニ送ラル。海上劇カニ雷雨ニ逢テ。日本ニ漂着セリ。是ニ於テ葡萄牙人。不計日本ヲ割見レ。漸次渡航シテ貿易ヲ為セリ。イ、ワイトチユルセルソニウス

ノ説ニ據レハ。日本ノ一少年。アングルナル者。罪アリ。刑ニ処セラレシ。トテ恐レテ。商船ゼオルギウスアルハレシ。ウスニ依頼シテ。麻六甲ニ至リ。之ヨリ臥亜ニ至レリ。フランシスキエスサヒリウス。コスミエスチエルレンシス。及ヨアンネスヘルジナシデス。此人ノ為ニ挑撥セラレテ。日本ニ渡航セリ。サビリウス。此地ニ逗留スル。丁三年。半。葡王ヨアン三世。其費用ヲ給ス。此旅行ノ為ニ千ジュエカーテン。以テ抛テリ。サビリウス。千五百四十九年一月廿九日。コレシ

ニ於テ之ヲ記シ。イ、ソイドカルデノ長官ナル
 イグナチラスロヨラニ寄スル書牘ヲ。茲ニ揭示
 スルハ不要ナラサルヘシ。曰ク余此地ニ於テ信
 用スル者アルノ徴ヲ確知スルヲ以テ。必ラスシ
 モ苦慮スルヲ要セス。日本人ハ支那人トハ遙カ
 ニ相異ナラス。其土人ハサラセーネン。或ハヨ
 デンヲ混スルニアラス。大ニ新奇ヲ好ミ。學術ニ
 於テモ信心ニ於テモ容易ニ此方ニ誘導スヘシ。
 臥垂ニ在ル僧徒集會中ニ。一生徒アリ。日奉ノ少
 年ナリ。アングルト称ス。才氣鋭敏ナリ。今汝ニ長
 文ヲ送レリ。此人八月間ニ能ク葡語ニ熟シ。能ク
 読ミ。能ク書キ。能ク語ル。キリスト教ヲ固信シテ
 確然タリ。余神力ノ呵護ニ由テ。勉勵シテ許多ノ
 日本人ヲキリスト宗ニ諭シ入レタリ。直々ニ国
 王ニ上申シテ。大学校ヲ建設セン。トヲ議決セシ
 ノントス。
 サヒリウス別ニ一書アリ曰ク。余屢坊主ト論辯
 セリ。是學識アル人ナリ。就中高年ノ一學僧アリ。
 八十歳ナリト云フ。諸人ノ尊敬スル所ナリ。此人
 余ニ從テ僧トナルニトキリスト称ス。日本語ニ

テハ誠ノ心ト云フカ如シ。余此人ト接話セリ。魂
 魄不死ノ事ニ就テハ領解セス。又定見ナシ。或ハ
 黙止シ。或ハ之ヲ誹謗ス。然ルニ何ヲ以テ余ヲ愛
 スルヤ。又説教所ニテ衆僧余ヲ圍繞シ。大ニ悦喜
 スルノ状アルハ。解ス可ラス。彼輩尤モ我輩多人
 葡国ヨリ六千里外ヲ経テ日本ニ渡航シ。教法ヲ
 遍布セントスルニ驚嘆セリ。

フシテハ教書ヲ説ス

然レモキリスト教宣化ノ進歩速ナラス。一ニハ
 アングェルカイ、ソイトチエルセルリニユスノ
 為ニキリスト法則ヲ日本語ニ訳シタレモ其可
 ナラサルニ由ル。是其語法日本人ニ領解シ易カ
 ラサレハナリ。又之ヲ日本語ニテ演説セントス
 ルハサヒリウスニハ極テ難キ所ナリ。曾テ魔島
 ニテ此法ヲ行フタリ。然レモ其効少ナキカ故ニ
 速カニ廢止セリ。魔島候サヒリウスヲ手ニ屬セ
 ントシ。其教法ヲ布クヲ許セリ。且信者ノ洗礼ヲ
 行フモ許セリ。是蓋シ眞實教法ヲ信スルノ意ニ
 正スルニアラス。抑モ葡船極テ高價ナル物品ヲ
 政羅巴及卧亞ヨリ輸入スレハ。今之ヲ魔島ニ致
 サシマルキハ。大ニ土地ニ利アリトスレハナリ。

然ルニ葡船平戸ニ着岸セリ。候大ニ之ヲ不滿ナ
リトシ。殊ニサヒリウスヲ疑ヘリ。抑モ此人ハ葡
人ノ大ニ尊敬スル所ナレハ。市場ヲ何ノ地ニ移
サシムルモ。彼ニ在テハ容易ナルハキナリト。是
際ニ乗シテ坊主等愈煽動シテ。此不滿ノ意ヲ挑
撥セリ。蓋シサヒリウスハ釈教及ヒ無神ノ生活
ヲ大ニ論破シタルヲ恨ノハナリ。是ニ於テ教法
ノ進歩ヲ支フルノ禁令ヲ出シ。各人ヲシテ從來
日本国内ニ存立スルノ宗旨ヲ変スルヲ勿ラシ
メリ。

サヒリウス宣教ニ
著シ

後サヒリウス為ス所ナシ。故ニ去テ平戸ニ赴ク
茲ニテ凡ソ百人ヲ變宗セリ。其變宗セシムル法
左ノ如シ。三神ハキリスト宗ノ基源ナル事。基
督ハ媒介ナル事。信心ノ必要ナル事ヲ説クヲ以
テ。スタンゲル此規則ヲ葡文ヨリ日本語ニ訳シ
タリ。但シ不十分ノ一少チカラスコスミエスナ
エルレシス。ハ此ノ如クニ。大ニ新徒ヲ誘導
セリ。サヒリウス及ヨアンネスヘルナンデス。ハ
天草ニ赴ケリ。此地ノ人民好奇ノ念アリテ。貴賤
ヲ論セス。皆傾心ス。但シ教徒ハ自テ日本語ヲ解

セサルヲ以テ大ニ辛苦セリ。則チ通街ノ角ニ於
テ基督教ノ基源タル三則。アングェルノ訳スル所
ヲ誦ス毎日二回ナリ。衆人此ノ如キヲ見テ異ナ
リトシ。或ハ之ヲ嘲弄スルアリ。老人及小兒ハ教
師ノ所為ニ真似スルアリ。且其言辞ヲ反復ス。日
本語ヲ訛傳ニテ聞クニ堪ヘサルヲアリ。或ハ教
師ノ家ニ就テ其學旨ヲ研究セン。トヲ求ムル者
アリ。

サヒリウス及ヘルナンデス。天草ニ在テ教日説
教セリ。国侯之ヲ招キ問テ曰ク。汝輩何ノ目的ニ
テ何ノ地ヨリ日本ニ渡航セシヤ。答テ曰ク。葡萄
牙ヨリ海路六千里ヲ航シ。教法ヲ布ンカ為ニ未
ルナリ。此教法ハエハシゴリコトニテ。ハイラン
ドイ、シユスキユノ神助ニ依テ定ムル所ナ
リ。国侯ハ此ノ如キ未タ曾テ聞カサル教法ノ大
意ヲ聽ン。トヲ求ム。サヒリウス則チアングェル
スル所ヲ示シ。此訳文ヲ講述スル。ト一時許ナリ
シニ。侯之ヲ讀ムヲ厭フテ退去ヲ命セリ。
然レモ。其後サヒリウス及ヘルナンデス。街上ヲ
通行シテ。之ヲ教諭スル。トヲ勉ム。但シ其効少ナ

キヲ以テ首府京都ニ赴ント企テタリ。此旅行ニ
 二月ヲ費ヤセリ。蓋シ途上到ル所草賊路ヲ遮ル
 ト。又嚴寒ノ為ニ運步遲滞シタルナリ。サヒリウ
 ス。及ヘルナンデス。一ノ寢宗セル日本人ヲ伴フ
 バルナルドト稱ス。洗礼ヲ行フニ適セリ。今訳士
 トシテ之ヲ伴フヲ以テ。勤行愈勉。然レモ通辯
 尚錯誤スルヲ多キヲ以テ。更ニ久シク習熟スル
 ニ非サレハ。公方ニ接話スルヲ得ス。且京都ノ紳
 士多年戦乱ノ為ニ寧居セサルヲ以テ。新教法ヲ
 信聽スルノ耳ヲ持ツ者ナシ。殆ント施スハキノ
 策ヲ知ラス。

何事ヲモ為サスシテ天草ニ帰レリ。而ノ国侯ニ
 呈スルニ精巧ナル時錶。及ヒ奇巧玩具ヲ以テス。
 是東印土ノ亞王。及臥亞ノビスコツプヨリ。京都
 ニテ公方ニ献セントテ寄贈シタル所ナリ。然レ
 モ絶テ持謁スルヲ得サリシヲ以テ。今之ヲ天
 草侯ニ呈シタルナリ。天草侯ハ異國ノ奇巧品ヲ
 得テ大ニ悦喜シ。之ニ報フルニ金及銀ノ大塊ヲ
 以テセリ。教師等痛ク此答礼ヲ謝絶シ。唯教法宣
 布ノ許可ヲ得ン。トテ懇請ス。依テ聽クヲ得タリ。

サヒリウス竊カニ聞ク所アリ。日本人ハ粗服ノ者ヲ輕蔑シ。美服ノ者ヲ尊崇スト。依テ從來衣服ニ注意セサルヲ悔ミ。新ニ美衣ヲ服シ。尊貴ノ容儀ヲ示セリ。蓋シ日本人此ノ如キ華奢ヲ好ムハナリ。自來他行スルニハ必ラス轄ヲ用ヒ。タテテ從者ヲ伴フ。是ニ於テ説教ヲ試ミタルニ聽者頗ル多キヲ加ヘタルニ似タリ。就中坊主多シ。天草ニテ始メテ変宗シタル者アリ。是汚壞ノ事件ヨリ發起シタルナリ。チユルセルリニウス曰ク其始ヨアソハルナン。ド街上群人中ニ立テ経典ノ訳文ヲ講ス。一日本人アリ。通行ノ際偶之ヲ過キ。衆人ヲ排シテ進ミ。ヘルナン。ドニ向テ満口ノ唾ヲ顔ニ吹ケリ。教師之ニ堪ヘ從容トノ汚物ヲ拭ヒ。自若トメ尚續テ教諭セリ。聽者其能ク耐忍スルヲ感ス。前人大ニ感悟スル所アリ。家ニ歸リ謂ク此ノ如キ耐忍ニ非サレハ。他ヲ教化スルヲ能ハスト。翻然意ヲ決シテ後サヒリウスニ從ヘ学フ。是天草ニテ洗礼ヲ受タル第一人ナリ。之ヨリ多人陸續相次ク。其内バルナルドエトノトグナル者アリ。サヒリウス更ニイ、ソイトノ称

ヲ附ス。

天草ニテハキリスト教ニ入ル者次第ニ增多シ
 サヒリウスハ豊後侯ヨリ招カル。曾テ葡船其港
 ニ着岸シタルヲアリ。後其事ナレ。国侯大ニ懇口
 ニ饗応シ。一使節ヲ卧亞ニ送り。基督教ヲ天草ニ
 於テ固定セントス。是不和ナリトハ虽其弟此地
 ニ主宰タレハナリ。則チ基督教進歩ノ一階トナ
 レリ。

サヒリウス此ノ如ク懇親ヲ得ルモ。尚大ニ坊主
 ノ故障スルニ逢フ。故ニ豊後ニテハ未タ一人ノ

洗礼ヲ行フ者ナシ。唯教法ヲ講スルノミ。国侯亦
 心酔ス。然レモ日本新教派ノ一揆争乱ヲ起サン
 トヲ恐ル。但シサヒリウスニ從属シタルイ、ソ
 イトヲ新教派ノ寺院ニ居ラシメ。バルタサルゴ
 ガ及ヨアンネスヘルナンドヲシテ。エラアンデ
 リウスヲ自由ニ說法セシメリ。

某侯アリ此事ヲ聞テ。密カニ兵ヲ構テ迫ラント
 ス。豊後侯速カニ却テ此一揆ノ首ヲ斬リ。併セテ
 其血族。妻子及ヒ朋友ヲモ同シク刑ニ處セリ。然
 レモ抗拒スル者復々起ル。国侯則チ千人ヲ以テ

之ヲ攻メ大勝ヲ得タリ。是ニ於テ博多肥後天草
及土佐諸島皆下風ニ靡ケリ。千五百五十四年豊
後ヨリ臥亜ニ葡人ヲシトニラスヘルレイヲ
送レリ。臥亜王ヲシテ甲兵ヲ備ヘシメ以テ肥後侯
ヲ攻メントシ。又書中懇親ヲ表シテサヒリラス
ノ再來ヲ請フ。

然レモサヒリウスハ是ヨリ二年以前ニ廣東ヨ
リ遠カラサル支那ニ航シ。數回風波ヲ鎮メ激浪
ヲ止メ死者二十五人ヲ獲生セシメ。又相隔離セ
ル兩地ニ於テ厄難ニ遇フ者ヲ一時ニ相逢ハシ
メ。猶二人ヲシテ相救援セシムルカ如シ。則チ僧
侶ナルキオルカニユスノ説ヲ信セサル者モ皆
其事ヲ信スルニ至ラシメリ。

臥亜ニ在ル臥亜王ハ勉テ速カニイソイトメル
キオルニユグネス。及ヘルジナンドメデスビ
トンドヲ豊後侯ニ送り。葡人十四名ヲ伴ヒ美装
ヲ服シテ候ニ謁ス。候大ニ之ヲ敬礼シ。則チ此国
ニキリスト教ヲ布カントスルノ理由及ヒ之ニ
接スル艱難諸件ヲ條列シ。且不日諸侯十三人及
ヒ其從者一万六千人ヲ一日ニ徴シ。其餘ハ牢獄

ニ入ントスルノ内意ヲ述フ。若シ夫レキリスト
徒此事ニ関係セハ。血戦多年究極スルナキニ
至ルヘシ。是機會ヲ待ツヘキナリ。ニエダグネス
ヲ諫止シ。人生ノ無常ナルヲ不信者ノ永劫浮ハ
サルノ確實ナルヲ説ク。

豊後侯ハ変宗スルノ望ナキカ故ニ。遠来ノニエ
ダグネスヲレテ。何事ヲ為サス。臥亞ニ帰去セシメ
愈我意ヲ固執ス。ウスキ街中ニ立派ナル寺院ヲ
建テ。坊主ノ為ニス。寺田ヲ寄附ス。京都ヨリ學識
アル僧徒ヲ招キ。己レノ信用スル教法ヲ講セシ
メ。自ラ佛門ニ入り。勉強シテ勤行スルヲ。衆僧ニ
過クアリ。然レモキリスト徒ヲシテ口惜カラシ
ムルニ至ラス。其夫人ハ火カト兵カトヲ以テ之
ヲ破レハナリ。

此残酷處業ヨリ。終ニ侯ヲ嫌ヒ。寢殿ニハ内心變
宗ノ一少侯ヲ招ク。其女ハ曾テキリストブリ
ンセハスチアールニ婚セリ。是ヲ以テキリスト
ンドムヨリ候ヲ諫メ。其妻及女ハ和合セシメ。終
ニカテレユスミユスノ言ヲ聽キ。洗礼ヲ行フテ
カゲラリユニ事ヲ。是ヲラシニスキニスサヒリ

ウスノ代理タリ。此人始テ二十七歳ナリ。ウスキ
ニテエハシゲリウムヲ説キ。後フランシスキユ
スノ称ヲ得タリ。然レモ此人帝ニ称ヲ変スルノ
ミナラス。更ニ品行ヲ変セリ。何トナレハ未タ五
十歳ニ及ハスノ。国政事務ヲ避ケ。肥後ニ退隱ス。
是ニ慰樂スヘキ岬アリ。一新市ヲ開キ。キリスト
ヲ殖民ス。皆神則ニ従フ者ナリ。

千五百七十八年十月四日。船ヲ海上ニ出タス。繼
キ帆柱ニ旗ヲ懸ス。白色綴子ニ紅染十字ヲ現ス。
イ、ワイトカブラリス。ロデウエーキアルノイ

ダ。及ヨアンデヤバンデル。兼テ多数ノキリスト

徒従フ。後日建築スヘキ市ノ紳士タル。適スル令

ニ応シテ配典スル所アリ。又船房ニテフランシ

スキユスハ。其長子ニ継位ヲ命シ。許多ノ領地ヲ

附典ス。曰クキリストーネンハ度外ヲ為ス勿レ

却テ補佐ヲ為スヘシ。

新侯ハ此ノ如ク安全ニ約束シ。之ヲ履行シ。又他

事ニ及フ。則チ他佛ノ寺院ヲ潰毀シ。ソイテ

ンニ別地。及ヒ諸要品ヲ寄贈シ。ウスキニ托テ立

派ナル寺ヲ建立シ。坊主ヲ退ケ。総テキリスト宣

思之全領地矣

豊後侯今ヲラレシスキユト称ス肥後ノ閑静ナ

化ニ便ナラシム。豊後ノ諸侯ハ之ニ抗シシモノ
 龍造寺侯ニ頼テ固執ス。
 如侯力足ラス。恰モ痛ク腕ヲ振テルカ如シ。防戦
 或ハ野戦ニテ多数ノ人員ヲ失フ。市街及全土離
 乱シ。或ハ龍造寺ニ據ルアリ。或ハ強剛ナル臣僚
 ノ為ニ奪掠セラルアリ。豊後侯ノ子忽ナ其全領
 ヲ失スル。抑モ止ムヲ得サルナリ。許多臣僚老侯
 ニ就テ再ヒ国事ニ當リ。全領ヲ復取センヲ勸
 ム。老侯之ヲ退ケテ総テ聽ク所ナシ。
 豊後侯今ヲラレシスキユト称ス。肥後ノ閑静ナ
 ル隠所。新キリスト街ノ内ヨリ。決シテ甲兵ヲ原
 野ニ出ス。一能ハス。是法則ノ許ナ。ル所ナリ。或
 ハ出陣スルモ剛勇ナル一能ハス。抑四執政アリ
 拙策ヲ建ルヨリ。此耻辱ヲ招クナリ。此輩皆早ク
 去テ頗ル多員ノ勢ヲ養フ。乱黨ノ酋長麻倉。密カ
 ニ之ヲ已レニ招キ附ス。ヲラレシスキユス。ハ
 要路ニ當テ。双方ニ弾機ヲ設ケ相射ルノ砲ヲ埋
 ム。ヲラレシスキユス。日々兵ヲ養テ。機會ヲ俟ツ。
 鹿倉ハ兵ヲ指揮スルヲ知ラサルカ故ニ戦陣
 ニ勇マス。終ニ遁レテヲラレシスキユス。ニ歸セ

幼侯病死

リ。残兵僅カニ八百人ニ過キス。皆戦ヒ敗レ。豊後
国再ヒ安全トナレリ。
是ニ於テ戦勝者ハ再ヒ新街ヲシモシニ隠ル。後
長生ヲ得サリシ。何トナレハ日本將軍ノ帰去ノ
後ウスキニテ傳染病ニ感シ大ニ悩ノリ。此病大
ニ流行シ感傳スル者直チニ死ニ至ルヲ多シ。依
テクシモシニテ療養ヲ加ヘント欲シタルニ近
キヲ九里ノ地ニ及テ病勢増劇シ止ムヲ得スシ
ユクマニ逗留シタルニ。此地ニテ千五百八十セ
年。終ニ病死セリイ、ツイトラギエナハ大ニ葬
儀ヲ盛ニシ。周圍四方ヨリ多数ノ人員群集セリ。
遺骸ハ貴權ナル四執政ノ荷ヲ所タリ。西側ニハ
大小諸侯十字ノ旗ヲ掲ク。後ニ幼侯及其女他貴
族ノ人随行ス。

豊後領外

豊後領ノ外。他ノキリスト徒招請サレテ。皆之ニ
赴ク。千五百五十年ニサビリウス日本ヨリ卧亜
ニ去ルキ。二人ノキリスト徒ヲ伴フヤツハンデ
ルスマツチヤラス。及ベルナルド是ナリ。是羅瑪
ニテ法王ニ謁スルニ適スル人ナレハナリ。然ル
ニマツチヤラスハ。卧亜ニ至リテ死セリ。但シマ

ルナルドハ更ニ進行シ日本人ニテ法王ノ足ヲ
 吸フノ第一人タリ是亦西班牙ノコリムボリ
 ニテ死セリ依テサヒリウスノミ支那ニ赴ク茲
 ニテエハムゲリウムヲ宣化スル為ナリ日本人
 不漸此地ニ来レリ日本人ノ佛法ハ支那人ヨリ
 傳フル所ナリ支那人ハキリスト教ヲ奉セス依
 テサヒリウスハコスミエスタユルリアニユス
 及ヨアンニエスヘルナンデス及ヒ二人ノ日本
 変宗人パウリエスフハンヘットヘーリフゲロ
 ーフ及ラウレンスエーレンオーグヲ日本ニ派遣

セリ或人ハキリスト法ノ葬ヲ行フナリイイハ
 ニ大規則三神ノ教則殊ニヘイランドイハシ
 ヌスキリスチエスノ教則ヲ守ラサル可ラス豊
 後侯ノ死前少時ニサヒリウスハ臥垂ヨリ日本
 ニイ、ツイテニバルタサルガゴエジニアルド
 シルヒウス及パートルアルカセハヲ送レリ其
 後又此方ニカスパルヒレヲロデアエーキアル
 ノイダゴンサルヒエスヘルナンデスフランシ
 スキエスカプラリスロデアエーキフロイウス
 ヨアンネスバグチスタモンタニエスオルガン
 チニエスグリシーンシスベートルジアシウス

アリカスグラントニウスアリカスサンノチラ
 ス。ダウルトスアシルハ。ナルキオニユガリス
 フランシスキユスバルセシウス。及ヒ他人ヲ船
 送セリ。此多人數ニテ少年間ニ多員ノ日本人ヲ
 キリスト教ニ歸化セシメ。各地ニ寺院ヲ建築セ
 リ。日本ニテ大ニ威權ヲ得タリ。好結果ヲ期スヘ
 キニ似タリ。天草ニテコスミユスチユルリアニ
 ヌス。及エジユアルドシルヒウスハ。各種紳士ノ
 外京都ノ二僧アリ。日本ノ叙教ヲ非議ス。故ヲ以
 テ歸化スル者日益多シ。天草周圍ノ小民ニ至ル
 マテ坊主ヲ敵視スルニ至ルヲ以テ。或ハ説法スル
 モ聴者ナク。為ニ自ラ耻テ轉移スルアリ。
 チユルリアニユス。先ッ市中ニ説教所ヲ建築セ
 リ。而ノ公然トノ羅馬法ノ勤行ヲ為ス。官吏中亦
 此教ニ歸依スルアリ。其内ニ出納課アンベロシ
 ウスエウナジユスハイレユミユスアリ。又イ、
 ソイトエジユアルドシリヒウスハ。二百人以上
 ヲ此式ニテ葬レリ。柩前ニ大十字ヲ荷フテ前行
 ス。衆燭之ヲ圍繞シ。夜猶晝ノ如シ。其葬式大ニ異
 容ナルヲ以テ。土人大ニ之ヲ驚怪ス。ハイジユミ

天草キリスト教
堂ニ行ハシ

ラスノ寡婦ハ四日間貧民ニ施柴ス。家財衣服ヲ
 分チ与フ。又チユルリアニユスハ。村内町ニ一客
 舎ヲ造リ。一室ニハ諸方ノ癩病者ヲ招キ集メ。享
 ク之ヲ撫育ス。抑モ此病ハ日本ニハ頗ル多シ。又
 一室ニハ他ノ病者ヲ置キ。日本キリスト徒中ノ
 醫事ニ通曉スル者ヲシテ。此ニ室ヲ宰セシム。
 天草ニハキリスト徒殊ニ多シ。国侯之ヲ尊信ス
 ルヲ以テ進捗ヲ促カニスルナリ。一定時ニ多人
 ヲ率テ寺ニ詣スイ。ソイトノヘララングレイ
 デンヲ説クノ式ハ先ツ十字架ニ掛ル人ノ像ヲ
 画キタル廣キ旗ヲ高く堂上ニ掲ク。此時直ニ燭
 ニ火ヲ点ス。各人鞭及ヒ杖ヲ夥シク供シ。半身ヲ
 裸露シ。背ヲ鞭テ血ヲ見ルニ至ル。ガサルム。
文經 弟
 五十一ヲ誦読ス。日曜日ニハ四方ニ順礼ヲ出シ
 大十字ヲ荷ハシム。堂扉ヲ鎖ス。他ノイ、ソイト
 ハ立テ大鍵ヲ執リ。手ニ十字ヲ持チ。唱テ曰ク。汝
 万代ノ扉ヲ開ケヨト。此時内ヨリ答テ曰ク。名譽
 ノ王ハ誰ナルヤト。則チ一對宛堂内ニ入り。卓前
 ニ進ム。茲ニ一人ノイ、ソイトアリテ之ニ応接
 ス。

炬大ヲ持ツ者数人。堂ノ周圍ニ行ク。一人ヲ穴ニ埋メ。葡人二人及多員ノ少年頭ニ花ヲ戴ク。後其人穴ヨリ出テ。基督眞途旅行ノ状ヲ示ス。堂内ニハ高卓ヲ置ク。側ニ廟堂アリ。貴價ナル毛壇及精巧ナル彩画ヲ掛ク。十字人コルゴノ穴ヨリ出テ。象山ヲ越ヘ。天ニ昇ルノ状ヲ示ス。四壁ニ燭ヲ照ラス。卓前廟堂ノ隅ニ黑衣ヲ掛ク。其後ニ一ノイ、ワイトアリ盛粧ス。

キリールレーワン神歌ヲ唱フルヲ九回。而メ速カニ十字肖像及ヒ他ノ精巧粧飾ノ供物ヲ具フル卓

并ニイ、ソイトヲ退ケテ。衣ヲ現ス。是ニ於テ鐘ヲ鳴ラス。又唱歌者頭上ニ剪綴ヲ装シ。手ニ燭ヲ執リ。寺内ヲ廻歩ス。

此ノ如キ異常ノ祭典ナルヲ以テ。日本人群集觀ル者堵ノ如シ。抑モ天草ニテハ自在ニ羅馬教法ヲ行フ。以太里及ヒ西班牙ヨリ盛ナリ。天草ニハ僧侶尤モ多ク住スレハナリ。此地五年間ニ大地震二回アリテ。建築未タ十分ニ至ラス。千五百五十七年出奔シタル森祿日更ニ第三回ノ火ヲ放テリ。国侯及ヒキリスト派ノ貴人及ヒ兵卒

博多 一寺
平戸 一寺
京都 三寺
一巨屋

皆驚駭シテ天草ヲ距ル一五里ニアル一城内ニ
道ル

国侯ヨリ恩惠ニテ年々巨額ヲ納テ以テ祭事ヲ
営ムニ供ス是ニ於テイ、ソイト安全ニ保存ス
ルヲ得タリ博多ニ一太寺ヲ建ツ平戸ニハ有馬ノ
為ニ一太寺ヲ建ツ更ニ三寺アリ是坊主ノ退去
シタル跡ナリ京都ニテ一巨屋ヲ購フ後日寺ト
為シカ為メナリ鹿兒島ハ最初ニ根柢セシ所ナ
リホコシウヲ候一地ヲ賜フ周圍二十里ナリ親
教派ノ日本人一人ヲモ置カス唯キリスト徒派

博多諸侯禮
行々大相候
ス

ノ者ノミノ住居ヲ許ス堺ニテヒレラ一太寺ヲ
築ク島原ニモ之ニ劣ラサル美寺ヲ建ツ就中長
寄ニテイ、ソイト建ル所尤モ勝レリ
但シ日本諸侯中ニ於テ尤モ先ツ洗礼ヲ請タル
ハ大村候ナリイ、ソイトヨアンベートルマツ
ヘイウスノ説ニ據ル然レモ不十分ナルエハン
ゲリウムヲ信スルナリ蓋シ其原因ハ羅瑪僧ノ
教ニ曰ク各人天ヨリ幸福ヲ受クルヲ以テ貧人
ニハ恩惠ヲ施スヘシト大村ノシユミダンドキ
キリスト教ヲ信スル以來ハルトロマウスト変称

ス。是変称ハ政羅巴ヨリ日本ニ送ル所ナリ。是法
 王ノ常例為ス所ナリ。則此変称ハ羅馬寺ニ之ヲ
 報道スルナリ。抑モ変称ノ原ハオニユグリウス
 及カルジナールバロニウスカ。法王ヨアンネス
 デワールデニ於テスルニアリ。然レモ是ヨリ前
 ニセルギウス第三世アリ。八百四十四年法王ヲ
 火葬スル事ナリ。プラチナステルラシユフリジ
 ユス。及法王アナリスレルヒウスニ拠ル。其原ハ
 ルケンスマユイル故ニ此ナル名ヲ撰ヒタルニ
 アラス。

然レモシユミタンドハ。釈教派ノ乱黨ニ逢ヘリ。
 是坊主癸頭人トナリ。五島殿ヲ煽動シ。亡妃ノ庶
 子シユミタンドニ抗セシキ。此人其前代ノ肖像
 ニ焼香スルニ慣レタルニ。釈教派衰フニ及テ之
 ヲ粉碎シタルヲ憤リ。又旧教派ノ者ヲ大村ヨリ
 追放シ。葡人ヨリ新教ヲ請ケタル者ノミヲ入ル
 ヲ。五島殿深ク憤ルナリ。乱黨ハ兵卒ヲ嘯集シテ
 大村市中ヲ焼ク。其火勢延テ城營ニ及フ。侯ハイ
 、レユスノ名ヲ記シタル白絹衣上ニ帛皮袍ヲ
 掛ケ。純金製ノ十字ヲ胸ニ掛ケ。頸圍ニ剪絲薔薇

諫早平戸
三〇

花ヲ纏ハ火及ヒ敵中ヲ出テ海濱ニアル一城ニ
赴ケリ五島殿之ニ跟随シ更ニ國ヲ傾テ兵ヲ五
島及平戸ヨリ舟送シ海上ヨリ城ヲ攻撃ス

シユミタンド」岡城ニ在テ免カル可ヲサルヲ知

ル然ルニ其父センガン殿兵卒ニ偽計ヲ授テ接

戦セシム此人有馬侯ノ女ト婚シ又乱黨ノ主長

トノ間ニ婚ヲ誤スルハ岡マレタルシユミタン

ドノ媒介スル所ナリ此等ノ縁故アルヲ以テ百

方説諭僅カニ敵兵ヲ退クル事ヲ得タリ自後久

シク無事ナリ諫早ハ平戸侯ト合謀ナリ密カニ

相誓テ平戸ヨリ一船ヲ發ス諫早ハ大村ヲ燒ク

シユミタンド」海城ニ遁ル放火者之ニ追跡シ必

ラス候ヲ燒カントス然ルニ意外ノ天助アリテ

大ニ敵兵ヲ破リ退ケリ則チ平戸ノ船隊ハ暴風

ノ為ニ漂搖シ過半ヲ流失セリ最後ノ決戦ニ龍

造寺侯シユミタンド」ノシモ」ヲ押領セリ然レモ

龍造寺ノ為ニ不幸ナキニアラサルナリシユミ

タシド」千五百八十七年ニ死セリイ、ワイテン

ヲ四十寺ニ饗シ悉ク新教徒ヲ放逐セリ其死前

少時ニ大村領内ニハ一人ノ新教徒ナキニ至レ

リ。是日本在苗耶蘇教徒日記中ニ録スル所。有馬
侯。豊後侯。及大村侯ノ法王教ヲ固信スルヲ知ル
ニ足ル。

千五百八十三年。此三候ヨリ羅馬法王ニ使節ヲ
送ル。マンシオ伊藤。ミカールキンガ。ユリアニユ
ス中浦。及マルチニユス原ナリ。前ニ詳説スルカ
如シ。此日本使節ノ歸路ヲ説クニ。ヨアンヒユイ
ゲンフハンリンスコートン。記スル所左ノ如シ。
日本入サントヒリツプス。号船ニテ。里斯本ヲ出
帆ス。此船歸國ノ後。英國アミラール之ヲダテ

ク龍ト名ツケリ。印土航路ヲ開クノ第一ナリ。此
事ニ就テ西班牙王ノ名ヲ取ルヲ以テ當時各種ノ
説アリ。此時余尚卧亜ニ在留セリ。衣服ハデロカ
ト。下ニテ。金銀色ノ羅紗ニテ。以太里風ニ着ヌ。大
ニ得色アリ。イ、ソイトン。ヲ固信シ。事ヲ成就シ
タルニ因ルナリ。能ク日本人ノ旅行ヲ記シタル
西班牙文ヲ讀ム。詳カニ沿路水陸ノ状。及ヒ政羅
巴諸邦接遇ノ態ヲ記ス。臥亜ヨリ日本ニ赴ク片
国人非常ニ驚駭セリ。抑モイ、ソイトノ此使節
ヲ遇スルノ厚キ以テ。二個ノ百因アリ。一ハ日

本人ノ意想ヲ脱却シ。嚴ニキリスト教ヲ尊信セ
シ。ノンカ爲一ハ政羅巴制度ノ善良。特別ナルヲ
示シ。以テ之ニ摸スルヲ得サルモ之ニ倣フノ意
ヲ起サレシ。ノンカ爲ナリ。但シ尤モ緊要リトスル
ノ原因ハ。帝ニ其外額ヲ壯大ニスルノミナラス。
莫大ナル財宝ヲ剥キ取ラシカ爲ナリ。何トナレ
ハ日本諸侯ニ多分ノ進物ヲ寄贈シ。更ニ法王及
西班牙王ヨリモ進物ヲ寄セ。日本ニテ葡人或ハ
一ニノキリスト徒モ報知セスシテ殺ス。勿ラ
ン。ヲ求ムイ、ソイト及他ノ坊主モ稀ニハ平
人ヲ傍ニ置ク。アルヘシ。是必須不可缺ノ一二
ノ葡人職工ノ如シ。又他ノ身位ノ者モ此約束ニ
テ入港ヲ免スヘシ。商事終ル後直ニ歸去ヲ爲サ
シムヘシ。但シ又吊ヲ求ムル者ハイ、ソイトノ
好ニ應テ之ヲ雇ハシムヘシ。是日本各地ニテキ
リスト教ヲ奉スル者。極テ多ケレハ。凡テ日本人ノ
意ニ任セテ。此輩ヲ使役セシムヘシ。此輩ヲ遇ス
ル。ゴードン。及サンテシ。如ク祝スヘシ。羅馬
法王ニ於テモ亦此ノ如クナルヘシ。此掟ニ依テ
日本行ノビスコツアヲ定ムヘシ。此職務ニ適ス

進捗の教
三

ル者ハ。葡ヨリ撰^レ送^ルヘシ。然レモ或ハ旅中ニ
テ死スル^ヲアレハ。臨時他人ヲ撰定ス^{ヘシ}。但シ
此時公告シテ壓制ス^ルヲナ^ク。衆評ニ決^テ取^ル
ヘシ。以上ノリ^ンス^コト^リ
更ニ記ス^{ヘキ}ハイ、ソイ^テシ。日本ニテ基督教
ヲ進捗セシメタル法方ノ^ヲナ^リ。ア^ラン^シスキ
ユ^スサ^ロリ^ウス。先^ツ人民ヲ開明ス^ルヲ始^トス。
三神アリ。未^タ萬物ヲ為^スニア^ラス。日神年月ヲ
積ム^ノ後。人類ヲ生^ス十字架ニ死^シ。埋葬セ^ラレ
後立^テ天ニ昇^ル。是ヨリ開闢ノ初日ト^ス。又生活
及^ヒ死滅ヲ考究ス^{ヘキ}。ト^ク説^ク。日本ニ於^テ此
教法ヲ。葡文ヨリ日本文ニ翻訳シ。日本人ヲシ^テ
讀^ミ易^ク。解^シ得^ヘカ^ラシム。
コスミユ^スチ^ユル^リア^ニユ^ス。及^ヒヨ^アン^ネス
ヘルジ^ナン^デス。キ^リス^トノ驚^クヘ^キ所業ヲ悉
シ^ク記^セリ。聽者十字法ヲ學^ブ。片^ク右手ニテ頭ヲ指
シ。又^ノ名ヲ呼^フ。之^ヲ下^テ左^胸ニ至^リ。子息ノ名
ヲ呼^フ。又^其手ヲ轉^シテ右^肩ヨリ左^肩ニ及^ヒ。神
聖ノ名ヲ呼^フ。又^之ヲ教^{フル}ニ薔薇花剪^線ヲ以^テ
喃^カシ。毎^小結塊ニ於^テ短^棒シ。屢^イ、シ^ユスマ

秘法

ル者ハ。葡ヨリ撰^レ送^ルヘシ。然レモ或ハ旅中ニ
テ死スル^ヲアレハ。臨時他人ヲ撰定ス^{ヘシ}。但シ
此時公告シテ壓制ス^ルヲナ^ク。衆評ニ決^テ取^ル
ヘシ。以上ノリ^ンス^コト^リ
更ニ記ス^{ヘキ}ハイ、ソイ^テシ。日本ニテ基督教
ヲ進捗セシメタル法方ノ^ヲナ^リ。ア^ラン^シスキ
ユ^スサ^ロリ^ウス。先^ツ人民ヲ開明ス^ルヲ始^トス。
三神アリ。未^タ萬物ヲ為^スニア^ラス。日神年月ヲ
積ム^ノ後。人類ヲ生^ス十字架ニ死^シ。埋葬セ^ラレ
後立^テ天ニ昇^ル。是ヨリ開闢ノ初日ト^ス。又生活
及^ヒ死滅ヲ考究ス^{ヘキ}。ト^ク説^ク。日本ニ於^テ此
教法ヲ。葡文ヨリ日本文ニ翻訳シ。日本人ヲシ^テ
讀^ミ易^ク。解^シ得^ヘカ^ラシム。
コスミユ^スチ^ユル^リア^ニユ^ス。及^ヒヨ^アン^ネス
ヘルジ^ナン^デス。キ^リス^トノ驚^クヘ^キ所業ヲ悉
シ^ク記^セリ。聽者十字法ヲ學^ブ。片^ク右手ニテ頭ヲ指
シ。又^ノ名ヲ呼^フ。之^ヲ下^テ左^胸ニ至^リ。子息ノ名
ヲ呼^フ。又^其手ヲ轉^シテ右^肩ヨリ左^肩ニ及^ヒ。神
聖ノ名ヲ呼^フ。又^之ヲ教^{フル}ニ薔薇花剪^線ヲ以^テ
喃^カシ。毎^小結塊ニ於^テ短^棒シ。屢^イ、シ^ユスマ

摩理基督の抱
一画ヲ薩摩侯ニ
呈シ

リアト唱フ

バウリユスフハンヘツトヘトリフゲロロハ
一画ヲ製シ摩理カ其子基督ヲ膝上ニ抱ク像ヲ
示シ。薩摩侯ニ呈シ。釈教ヲ厭ハシメントス。他ノ
イ、ソイトハ曰ク。エンゲルミシアールハ日本
ノ守護人ナリト。雷電。返光。天孔。虹。暴風。霰雪。潮汐。
地震等。天象地容ヲ説解ス。

以太里人ヨアレンネスバプチスタモンタニユス
千五百六十四年豊後ヨリ書ヲ寄テ曰ク。余日本
ニ足ヲ入ルル所ニユスチユルリアニユス
介ニテ。豊後侯ニ謁ス。此人羅馬教ニ入ルヨリ既
ニ一年半ナリ。大ニ懇親ニ饗応セリ。而ノ尚魂魄
不死ヲ嘲ケルノ坊主ノ説ヲ信ス。然リト虽キリ
スト教ヲ信スルヲ亦深シ。又モンタニユス「豊後
ニテ日本人ヲ褒宗セシムルニ就キ如何ナシタ
ルヤヲ説ク。又明証ヲ奉テ日本佛法ヲ排撃ス。且
此ノ如クニテハ成佛シ註ハサルヲ辨ス。曰ク。造物
主万物ヲ無中ヨリ生ス。而ノ人類ヲ神力妙機ノ
一大件トス。然レモ必ラスシモ過失ナキヲ保ス
ルヲ能ハス。故ニ自儘ニ魔道ニ没ルナリ。人類ハ

日本ハ豊後侯
ヨリモシテユス
キ者ナシ

罪障ト死亡トヲ。其腰間ニ藏セリ。故ニ人ハ自ラ
陥ラントスル魔道ヲ避ケテ。正道ヲ踏マサル可
ラス。則チ国法ト神罰アリテ之ヲ懲戒ス。而ノ惡
業ハ神ヲ損傷スルカ故ニ。十分誠実ナルヲ要ス
ルナリ。是ヲ以テ三神ノ第二ハ。人類ヲ處女摩理
ニ取レリ。是人類ニ於テ諸罪業ヲ引請ケ苦死ス
然レモ既ニ神性ヲ具フルヲ以テ。一時ノ苦厄以
テ無限ノ價值アリ。以テ万世ノ罪惡ヲ消滅シ謹
慎誠実。本然ニ復シテ昇天セン。トヲ期ス。後又理
論ヲ以テ具途ノ隠レル所以ヲ説キ。而ノ終ニ尋

常坊主ノキリスト教ニ向テ吐ク所ノ誹議ヲ辨
解セリ。

フロヒウスハ貫珠ニ十字形ノ附キタル者ヲ信
者ノ頸ニ掛ケ。又薔薇花剪絲蠟塊ヲ進ム。其一方
ニハイ、シエスノ名ヲ記シ。冠内ニ閉ツ。一方ニ
ハ三釘ヲ現ス。一箱内ニハ蠟製ノラムノケンス
パリスドムハ之ヲアグニエステイト称スヲ充
テ卧亞ヨリ日本ニ贈リタリ。其價極テ貴シ。是法
王ノ親シク鈴印スル所ナレバナリ。博多ニ一老
婆アリ。深クフロヒウスヲ信スルヲ以テ。一ノ蠟

フロヒウスノ
朝希三十四年
(三三)
東京ス

製ラムノケンヲ授ラル。之ヲ衆人ニ示ス。大評判
トナリ。数船多人ヲ載テ平戸及ヒ周圍諸地ヨリ
此地ニ輻湊シ。此ノ如キラムノケンヲ得ルヲ能
ハサルモ。之ヲ視ンテヲ願フ。フロヒウス之ヲ吝
惜セシテ。分テ一千五百三十時トナシ。各人ニ分
與シ。而ノ其秘密ヲ説明セリ。

又イ、ソイト某氏古今ノ歴史遺言中ヨリ事ヲ
取リ。日本歌ヲ造リ。祭日ニヘーランド降誕及ヒ
苛責ノ状ヲ追想スル為ニ。預言ヲ数箇ニ分チ。堂
内ヲ巡行シテ相互ニ之ヲ歌ハシム。是基督ノ真

神ニノ人ヲ愛スルノ恩徳ヲ追慕スルナリ。一ノ

イ、ソイト美装シテ。頭上ニ薔薇花剪絲ヲ飾リ

日本語ニテ日本調ニテ歌フ。聖母摩理何ノ所

ニ在ルヤ。請フ之ヲ告ケヨ。

一日本老翁水ヲ盛ルノ壺ヲ箸ニテ敲キ。調節ア

ル語ニテ答テ曰ク。彼諸君ヲ避ケルナリ。故ニ各

人自ラ之ヲ索メサルヲ得スト。

又イ、ソイト等。或ハ時ニ寺院ニ於テ。古書中ヨ

リ神業ノ履歴ヲ取リ。劇ヲ演スルヲアリイスト。

イルノ埃及ヨリ旅行。及バラオーノ紅海ニ沉ム

一 等ヲ演ス。是ニハ日本人ノ未タ見サル所ノ驚
 クハキ器械ヲ列ス。ヨナスヲ演スルニハ海鏡及
 ヒ船ヲ画ク。新創意ノ様ヲ以テス。又アダムノ墮
 落。アブラハムノ犠儀。ヨセフノ遁走。シムソシノ
 死等ノ如キ神蹟ヲ演シ。以テ衆人ノ觀ニ示ス。ヒ
 レラ十一月。及十二月ニ於テ一黒衣ヲ以テ墓ヲ
 被フ。而ノ最後ノ思考ノ極意ヨリ。天火ノ苛責。神
 ノ子ノ神聖ナル状ヲ説明ス。
 千五百六十五年。イ・ソイテン京都及ヒ周圍地
 方ニ於テ一機會ヲ得タリ。バウスピウス第四世

記スル所左ノ如シ。トレンテシノコンシリ
 ハ。幸福アル成効ヲ見ルハシ。假令法王ハコンシ
 リ。ニ於テ思考スルカ如ク。緑色ナラサルモカ
 ルジナールモロニユスト共ニ明察スルカ如ク。
 此ノ如キ寺院集會ニ於テ。バウセレノキ王長ニ
 向テ他ニ望ムヘキ所ナシ。日本ニテハ好年期ト
 ナレリ。諸方ヨリ群集シテ。丁寧ニ祝賀セリ。
 又イ・ソイト。サバツトノ式ニテ。サハツトハヨ
 業。曜休。水ヲ分配セリ。漸次ニ蔓延セリ。卧重洪福
 請タル穀類。及アルオニカリス汗巾ヲ備ヘタリ。

故ニ貧民等船ニテ京都ニ来レリ。或ハ七十里外ヨリスルアリ。或ハ更ニ遠キヨリスルアリ。大草及ヒ博多ヨリ多人ヲ送レリ。此両地人民共ニ火災ニ罹リ。家屋ヲ焼失セリ。恩賜ヲ望テ八日前ヨリ祈念シ。幸福ヲ得シカ為ニイ・ソイトノ眼前ニ至ルヲ能ハサル者ハ。葡人ヲ雇フテ説教セシム。大村ヲ領スルバルトロコウス候ハ。就中施典ニ関係セントテ船送セリ。イ・ソイトチユルリアニユスノ恩惠ニテ。金製ノガラインチン。及海馬骨ニテ製シタル薔薇花ヲ寄贈セリ。侯此ニ品ヲ頸ニ掛ケ。特別ニ神恩ヲ感謝スルノ状アリ。而メ尚フルオニカーノ鼻巾ヲ見ル為ニ之ヲ佩フルナリ。ヤコプトレンセシスハ。製靴者ノ子ナリ。後法王ウラバニエス。第四世ヘルオニカー巾ヲ見タリ。其時テウジユンヒアールツビスコツプノ佩フル所ナリ。千二百四十九年。テウジユム、ビスドム。キステルシンセルカロワベシノ寺ニテ。之ヲ尊奉ス。今日尚之ヲ神聖ナリトシ。礼拝スル所ナリ。然リト虽此中ハ日本ニ於テ容易ニ人ヲ驚カシタルトヘラント十字ノ如シ。其

是れ大ニイテ
トテ撃ス

破 碎 片 ヲ 船 載 シ タ リ。 是 他 ナ ラ ス キ リ ス ト ノ ゴ
ル ゴ ヲ ヲ タ テ 刑 死 ノ キ ノ 十 字 ナ リ。 之 ヲ 尊 奉 ス
ル 爲 ニ 衆 僧 拜 伏 セ リ。

更 ニ 大 ニ 驚 ヲ ケ ハ キ ト ア リ。 遠 隔 地 ヨ リ 日 本 ニ 来
ル ノ イ、 ヲ イ テ シ。 嚴 格 ニ 排 撃 セ ラ ル ナ リ。 実 ニ
各 人 知 ル カ 如 ク。 日 本 人 ニ 過 激 ニ 説 教 ヲ 為 セ リ。
是 イ、 ヲ イ テ シ、 大 ニ 抗 拒 セ ラ ル 所 以 ナ リ。 サ
ヒ リ ウ ス 始 テ キ リ ス ト ノ 端 緒 ヲ 覺 島 ニ テ 説 ケ
リ。 就 中 地 獄 ヲ 説 ケ リ。 凡 ヲ 人 類。 神 聖 ナ ル キ リ ス
ト ヲ 除 ク ノ 外 皆 是 ニ 至 リ 苛 責 ヲ 請 ケ。 永 劫 緩 解

放 免 セ ラ ル ト ナ シ。 神 ハ 火 焰 ヲ 以 テ 之 ヲ 罰 ス ル
ナ リ。 無 限 ノ 罪 障 ア ル ヲ 以 テ。 無 限 ノ 苛 責 ヲ 蒙 ム
ル ナ リ。 日 本 人 曰 ク サ ヒ リ ウ ス ヲ 此、 如 ク ナ レ
ハ 神 ハ 我 親。 及 祖 親。 子 及 血 族 ヲ 消 滅 セ サ ル ノ 火
中 ニ 置 ケ ナ リ。 腰 ヲ リ 請 取 タ ル 生 命 ヲ 焼 ク マ。 永
久 生 活 ス ル 爲 ニ 死 ス ル ヤ。 又 永 久 死 ス ル 爲 ニ 生
活 ス ル ヤ。 我 輩 若 シ 千 回 生 活 ヲ 得 ル 者 ナ ラ ハ 千
回 死 ヲ 願 ハ シ。 ミ。 魔 ノ 爲 ニ 苛 責 ヲ 受 ク 休 止 ナ
ク ハ。 復 タ 世 界 ニ 出 ル ト 能 ハ サ ル ヘ シ。 神 何、 ソ 之
ヲ 救 ハ サ ル ヤ。 何、 ソ 之 ヲ 大 有 德 ナ リ ト 云 シ ヤ。 之

ヲ救フヲ思ハサル豈ニ之ヲ仁惠アリト云ンヤ
 我輩死シテ世界ヨリ轉移セハ我輩ヲ天ニ置キ
 何等ノ歡樂ヲ興フルヤ。許多ノ親友血族。父母子
 女皆不可耐ノ苛責残酷ナル苦役。悲哀スハ中緊
 縛ニ在ルヲ見テ。何ノ樂アルヤ。何故ニ憐愛アル
 造物主。死者無限ノ苦惱ヲ見テ。恬然トノ樂ム所
 以テ説カサルヤト。サヒリウス此等ノ難問ヲ十
 分ニ辨解スヘキヲ知レ。其道理ヲ説カス。唯彼
 ニ説テ曰ク。死去セル日本人罪障ノ為ニ浮ハス
 ニ居ル景況ヲ回顧スレハ。淚胸間ニ溢ルト。又サ
 ヒリウスノ萬物ノ源始ハ。リツタルナリトノ説
 ニ向テ曰ク。支那ノ学者。日本人ノ教法ヲ習フル
 所ナリ。此事ヲ確知ス。又此ノ源始ハ善ナルヤ。惡
 ナルヤ。造物者善ナルヤ。惡ナルヤ。神ハ何ニ由テ
 神ナルヤ。自ラ善ヲ保持セハ。身外万物亦能ク善
 トナルヤ。彼固ヨリ善ナルヤ。惡魔ハ何ヨリ生ス
 ルヤ。神之ヲ意地悪ク造ルヤ。然ルハ神ノ良徳
 何レニアルヤ。或ハ自ラ意地悪クナサレムルヤ。
 神其意地悪キヲ防キ得ルヤ。又人ニハ神ヲ尊敬
 セシムル為ニ才智ヲ賦與スルヤ。何故ニ魔ハ人

ラシテ信心ヨリ離レシムルニ導クヤ。人ハ之ヲ
 自意ニ任スヤ。神恩アルニ非サレハ存立シ能ハ
 サルヤ。何故ニ神恩ヲ以テ同シク人ヲ造ラサル
 ヤ。衰弱ニ由テ無カトナリ。罪障ニ由テ疑ヒ疑フ
 ニ由テ無限ノ苛責ヲ請クルヤ。道理アル造物ヲ
 地上ニ十分ニ学ヒ得サルノ法則ハ何ニ由ルヤ。
 僅カニ其範圍ヲ出レハ則チ怒ルヤ。此ノ如ク要
 用ナル人類ナルニ法則ノ為ニ怒ラルハ全ク其
 罪障アレハナリ。日本ノ信心ハ神恩ニ感スルノ
 基礎確實ナラス。之ニハ永劫ノ地獄ヲ説カス。阿
 彌陀。釈迦。観音及ヒ他ノ日本人ノ信心ハ。死スレ
 ハ一時ノ生ヲ以テ永劫ノ成佛ニ代ル。若シ死後
 前ノ罪障ニ由テ呵責ヲ受ケルキハ是一時ノミ
 罪障消滅スルニ至レハ則チ止ムハシ。
 此類ノ難問頗ル多シ。サヒリウス逐一之ニ答フ
 後。又新難問アリ。少シクイ、フイテシテ信スル
 日本人。決シテ後件ヲ領解セス。何故ニ葡萄牙ヨ
 リ異國人到来スルニ因ラサレハ。我輩神アルト
 ヲ悟ル者ナカリシヤ。何ニ由テ死シタル又母悟
 然トノ存生スルヲ想像シタルヤ。竊盜放縱犯罪

ノ為。或ハ日本信心ヲ怠ル等。段々手渡スルカ如ク話シ得サルヤ。然レモキリスト教ニテハ永劫ノ地獄ニ在テ燒カルヘキ罪障アリトスル者。誰カ之ヲ荷ハサルヤ。葡人ハエウアンゲリセノ信実ヲ日本人ニ教フルヤ。日本人ハ信心トナレリ。悲哀スヘキ兩親及死シタル子女ヨイ、ワイト早ク其方ニ行クヘシ。

日本人日コ問フ所ノ疑義ヲ悉ク領解セシムル為ニハ。殊ニ書牘ヲ要アリトス。是ヨアンヘルナシデス。ノ天草ニ於テ記シテ。千五百五十一年。フ

ラシシスキユスサヒリウスニ寄贈スル所ナリ。曰クサヒリウス歸去ノ後。日本人イ、フイテンノ家ヲ訪ヒ。頻ニ問フ所アリ。何等ノ物ニ由テ魂魄ハ才智ヲ喪ヘタルヤ。物倅ハ土火水及ヒ氣ノ集合ニ成ル。是万物ヲ為スニ必要ノ者ナリ。又問フ魂魄ノ色形如何。魔ハ如何ナル物ナルヤ。人ハ何故罪ヲ犯シ。終ニ悲哀ニ陷ルヤ。何故粗暴トナルヤ。神ハ万物ヲ作為。且善美ヲ尽スニ非スヤ。又問フ神トハ何ソヤ。何ノ所ニアルヤ。之ヲ示ス。テ能ハサルヤ。神既ニ之ニアラハ何ソ天ニ至ルノ

道極テ難キヤ

然レモ坊主ハ其寺院ニ於テ常ニ勵声以テイ、ソイトヨ誹毀ス。人民ニ向テ公然トメキリスト人ハ人ヲ食スル者ナリト。銅像ノ魔ニ就テ説ク。曾テ天草ニテ随従セルキリスト徒ヲ滅スルカ為ニ一夜天ヨリ卒然雷火ヲ下シ。堂及ヒ魔ヲ燒キタリト。此説久シク唱フル所タリ。何トナレハ此時火焰滅セサルヲ八日而ノ母ノ膝上ニアル乳兒ノ像ニ災害ヲ免カレヌ。残酷ヲ蒙ムリタレハナリ。又尋常坊主ノ説ク所ハキリスト徒ノ

知ル可ラサル神ト称スル者ハ怖シキ魔ナリ。之ヲ日本ニ送り信心セシメントスルハ日本ヲ沉没セントスルナリト。

此ノ如キ非難アリト。虽葡船到ル処。東西南北諸国ヨリ人民相競テ此教ニ帰依スル者ノ多キハ絶テ他邦ニ比ナキナリ。之カ為ニ終ニ戦争ヲ醸シ。怖ルヘキ事件。嚴酷ナル刑罰。残忍ナル呵責。多数ノ犯罪人等。少時間ニ湧出シタリト。虽他邦人民ニハ此ノ如ク固結決心ハ絶テ見サル所ナリ。是ヲ以テ羅馬キリスト教ノ日本ニ容易ニ進捗

シタルノ原因ヲ考ヘサル可ラス

イ、ソイテン先ツ貧人ノ群ヲ為スヲ見ル。日本
ニハ貧人極テ多シ。元来此国ニハ人員衆多。途上
ニ絡繹ス。一事ニ十人ヲ集メ成ス。然レハ貴人ハ
凡人ノ膏血ヲ搾テ保生ス。故ニ貢納セシムル窮
極ナシ。小民ニ巨税ヲ課ス。之ヲ辨セサル者ハ国
外ニ放逐ス。是到ル所貧民多キ所以ナリ。且貧困
ノ状尤モ憐ムヘシ。イ、ソイテン此無慈悲ヲ歎
シ。遍ネク貧民ニ施典スヘキヲ告ク。凡ソ他ノ貧
困ヲ見テ憫然ノ心ヲ發スルハ人情ノ常ナリ。慈

善ノ心アル者誰カ此困厄ヲ救フ事ヲ冀ハサラ
ンヤ。各人誰カ自ラ厄運ニ中ルヲナキヲ保証セ
ンヤ。此教則ハ日本人ニ尤モ適スル所ナリ。且日
本人固ヨリ慈善ノ心アルアリ。故ニ之ヲ説ク
数日ナリシニ同志ノ者亦願ル多キヲ得タリ
イ、ソイテンハ一二ノ諸候ヨリ賜ハリタル財
ヲ以テ諸候慈善ノ意ヲ表シテ直ニ一旅舎ヲ建
テ分テ二區トナシ。一區ニハ癩病者ヲ置ク。此病
者日本ニ多キヲ人負ノ比例ニ過ク。而シテ尤モ憐
ムヘキ者ナリ。他ニ一區ニハ他ノ病者ヲ置ク。未リ

倚ル者頗ル多シ。更ニ此輩ニ羅馬教法ヲ講シ聽カシム。是ニ於テ貧民次第ニ多ク輻湊シ。頗ル多事トナレリ。

此事容易ニ成レリ。蓋シ日本坊主ハ貧民救助ノヲヲ為ス者ナケレバナリ。帝ニ施與セサルノミナラス。貧民ヲ埋葬スルニ方テモ。必ラス謝セシムルナリ。死後ハ阿彌陀。或ハ釋迦ニ頼テ成佛ヲ托スルノミ。坊主ノ所業ハ貧人ヲ厭フテ而シテ富者ニ向テハ。今生ヨリハ後生ニ於テ安樂ヲ得セシムルニ。貧人ヨリハ多財ヲ要スルハ。尤モ驚ク

ハキナリ。故ニ死者ノ幸福ヲ祈ルニハ。坊主ヲ厚ク遇スヘキナリ。イ、ソイテンノ説ク所ハ。天ニ昇ルノ道ハ富者ニ何故ニ。貧者ヨリハ難キヤト。却テ日本貧民ニハ能ク耳ニ入ルナリ。人間界ノ財寶ハ。魂魄天ニ昇ル為ニハ足加ナルノミ。世界ニ於テ無價ノ者。永劫ノ為ニ必要ナリ。此等ノ外更ニ諸候其領地海岸ニ沿フ者。殊ニ密番ナリ。各人唯利維レ圖ル。葡船多ク貨物ヲ載テ。卧亞。麻六甲。ヒリウベ。ネレ。瑪港。及ヒ他所ヨリ出帆シテ日本ニ到ル。此船着岸スル土地ハ大利

ヲ得。豊後有馬。鹿島。天草。及平戸ノ諸候。各適好ノ
 港ヲ所有ス。故ニ相競テ我領地ニ迎ヘ入レ。貿易
 セン。トヲ望ム。依テ皆イ、ソイテンニ交ヲ結テ。
 葡船ヲシテ己レノ領地ニ入ン。トヲ謀ラシム。船
 主何ニ向テ著岸スヘキヤニ迷フ。故ニイ、ソイ
 テン諸国人集會スル片ニ方テ。海ニ出テ。船ノ方
 向ヲシテ羅馬教ヲ宣布スルニ尤モ便トスルノ
 候國ニ定メシムルヲ議ス。

ロテウエーキフロイウス曰ク。今フロイウス
 ノ書ヲ掲記ス。余
 平戸ニ在リシ片國候信心勤行ヲ整シタリ。此候

信セサルニ。然ルニ偶葡船ニ艘来航スルアリ。其
 アラサルニ。然ルニ偶葡船ニ艘来航スルアリ。其
 指令官ハ余ノ助言アルニ非サレハ。平戸ニ投錨
 セサラントス。候忽チ利ノ為ニ変心シ。其不敬ヲ
 謝レ。更ニ懇請シテ曰ク。敢テ葡船ノ平戸ニ至ル
 ヲ禁スルニアラスト。即日令ヲ改メテキリスト
 信者ノ勤行自在ナルト。前日ノ如クナルヘシト。
 是ニ於テ葡船平戸ニ投錨セリ。余候ニ約シテ其
 辨ノ変セサルトヲ望ム。且曩ニ破毀セル寺院ヲ
 自費ニテ再建アルヘシト。候ハ此時余ニ就テ神
 聖十字ヲ受納セン。トヲ冀ヘリ。余自ラ船中ニ求

利ノ爲ニ停泊ス
ルニシテ

ノ且船主ベトトルアルノイダニ令レテ平戸ヲ
距ル一里半ノ所ニ停泊セシム而ノアルメイ
ダノミヲ上陸セシメ候ニ迫テ若シ我輩ヲシテ
前日ノ如クナラサシメハ船ヲ他方ニ向ント
ス候躊躇スル一二日謂ク評議速カニ決セサ
レハアルノイタ錨ヲ抜テ他方ニ赴クヘシ隨テ
大利ヲ失ハシトテ恐レテ余ニ自由ヲ與ヘタリ
則チ平戸ニテ故障ナク寺院ヲ建築スヘシトナ
リ
イ、ソイテン又他ノ候國ニ於テモ此ノ如キニ

此ノ本質ニ
暗キ

逢ヘリ某ノ地ニ於テハ葡人ノ貿易ヲ為サンガ
為ノノミニニ國候信心ヲ始メタルアリ則チ麩島
候ノイ、ソイテンニ自由ヲ與ヘタル所以ナリ
為ニ羅馬教ヲ宣化シ屢之ヲ迎ヘタルナリ然ル
ニ葡船ニ艘平戸港ニ入ルニ方テイ、ソイテン
ニ誓約シタルヲ破リ宿債ヲ償ハスシテ自由
ニ船ノ入港ヲ許セリ
此ニ原因ノ外更ニ第三原因アリ何故ニ日本ニ
テ坊主ノ宗旨破潰セシヤ則チ日本人ノ理学ニ
暗キカ為ナリ故ニ水火及ヒ氣ノ事ヲ論スルニ

方テハイ、ソイトノ説ニ欠伸スルナリ。火ノ氣
 中ニ發シ、又地下ノ孔ヨリ出ル。何ノ故ニ此ノ如
 ク恐ルヘキ状ナルヤ。何ニ由テ氣ヨリ月下ニ飛
 ノ火ヲ生シ。火鎗、火鎌、落星ヲ生スルヤ。何故ニ秋
 時地中赤ク冷ナラサルヤ。未夕熱ノ為ニ乾カサ
 ルヤ。過多ノ蒸氣ヲ發スルヤ。飛龍、遊火、星燭ノ眞
 ハ何ナルヤ。彗星ノ根源及ヒ發現ヲ驚怪シテ其
 赤色ナルモ、暗赤色ナルモ、透明ナルモ、銕及ヒ尾
 アルモ、共ニ大旱、炎熱、暴風、地震、饑饉、及ヒ洪水ノ
 徵ナリトスルノミ。又其返光、雷鳴、及ヒ電光ヲ説
 物アリ雲中ニ閉ラレ、或ハ旋轉スルアリ。或ハ雲
 間ヨリ落チ、之ニ撃タレ、或ハ其尾ニ觸ルヤハ、深ク
 之ヲ穿チ、或ハ之ヲ燒ク。夜間ハ電光尤モ盛ナリ。
 而ソ雷ハ晝間ヲ盛ナリトス。殊ニ炎熱ノ夏ニ多
 シ。又虹ノ原因ヲ説ク。或ハ日ニモ、或ハ月ニモ、稀
 ナリト云。暫時雲中ニ止テ、容易ニ雨ニ変シテ、地
 ニ落ツ。故ニ雨天ノ徵ナリトス。以下原本四葉ヲ
 韃靼北鄙ノ人、及ヒリトウウエルス。ハ火ヲ神ナ
 リトシテ之ニ奉事ス。アレキサンドルガギユイ
 ニユス曰ク、リトウウエルスハ、千二百三十年キ

リスト教ヲ尊信シ。大ニ神事シ。之ヲシンツラスト
称ス。カルデーシ^ンメーデー^シ及ヒアスシ^リールス
ハ火ニ柱^ヲ搯^ク捧^ク。火焰ノ状ヲ見テ後事ノ成否
ヲ占フ。ジアナエノバタナ寺院ニ於テ神聖ナル
火ニ奉事スル僧ハ決シテ婦人ニ膚接スルトナ
シ。舊ブリツ人ハミネル^ハニ神事ス。其寺院ハ消
滅ス可ラサル火アルヲ以テ有名ナリ。此火ハ灰
トナラスシテ炭ニ変スルナリ。
マツサゲーテン^又ターレス^希臘ニ一種ノ習慣
アリテ世評嘖々タリ。是往時ハ殆ント全世界ニ

及フ所ナリ。則チ死體ヲ焼クナリ。或ハ曰ク是不
信心ニ出ツ。抑モ火ハ一大神ナレハ。死體ニ由テ
不潔トナルヘシト。或ハ曰ク死體ハ火焰ニ因テ
清淨トナリ。腐敗スルトナク。又臭氣ヲ遺ス^トナ
シト。此説ハ許多ノ東方諸國ニ於テモ。又獨逸西
班牙ガ^ルロイセン^及ヒブリツト^ンニ於テモ。
行ハル所ナリ。羅馬ニテハ死體ヲ焼クニ遅カラ
サラシムルノ習慣アリ。プ^ニラス^曰ク。敵人死
體ヲ掘り出し盜ミ去ルトアレハナリ。獨逸人及
ヒ印土人ノ死體ヲ焼クハ之ニ基クナリ。ホーグ

ノ指令官レルラハ。曾テ將軍マリウスノ屍體ヲ
奈掘シタルカ故ニ。同様ノ返禮ヲ受クヘキヲ恐レ
テ己レヲ屍ヲ焼カシメタリ。

葬式ヲ行フニ羅馬宗ニ於ケルカ如ク華奢ヲ極
ムルハ。他ニ比ナキ所ナリ。此宗ニテハ遺骸ヲ焼
クニ。前後消費スル所ノ財寶實ニ鮮少ニアラス。
ネロ帝モ前ノプリニウスニ據テ。其始ボバルノ
屍體ト共ニ。幸福アル亜刺伯人全一年ニ産出シ
能ハサル程ノ多量ノ香料ヲ炷キタリ。又將軍ゼ
ルマニキユスノ婦。其夫ノ遺骸ヲ携テカラブリ

ーシ。アビユリーシ。及カムバニーシヲ經テ。羅馬
ニ来リ之ニ從隨スル者皆喪服ヲ著シ。忠義黨ハ
整衣ヲ服シテ之ニ謁ス。各人盛服ヲ着テ香料ヲ
焚キ。死火ヲ養フニタキチユスノ所為ノ如ク。他
ノ粧飾ヲ焼ク。但シヘーデン人ハ。帝ニ屍體ヲ火
ニスルノミナラス。更ニ活人ヲモ重罪ヲ犯シタ
ル者ハ焼クナリ。埃及人ハ親ヲ殺ス者ハ。荆棘ニ
テ刺シ。百千ノ創傷ヲ作り。後ニ焚材ヲ山積シテ
之ヲ焼キ殺スナリ。又他地ニテハ輕罪ノ者ヲモ
火刑ニ處スルアリ。是一ニハ此刑ヲ以テ苦惱

各處に焼く

セシノ苛責スルカ為一ニハ罪科ヲ火ニテ焼キ
棄ル為ナリ。ピルギリユス曰ク。重罪ヲ犯シタル
者ヲ地獄ニテ苛責シ。歌テ曰ク。他ニ於テハ荒
地ニテ浸シ。浸深シタル污垢ヲ清洗シ。徐々ニ之
ヲ焼クト。

公方様ハ其父内府様ノ薨去後職位ヲ継キ。火ニ
威権ヲ握レリ。町奉行伊賀殿ヲシテ。伏水中ノキ
リスト教ヲ信スル者。男女老少ヲ搜索シ。悉ク之
ヲ火刑ニ處シ。徐々ニ死ニ就カシム。抑モ内國戰
争ノ際。内裡威権ヲ失シ。諸侯割據ノ勢アリテ。互

ニ利ヲ争ヒ。葡萄氣船ヲ自領ノ地ニ引カントス
ルノ念アリ。是ニ於テイ、ソイテンハ。商業ノ指
揮ニ関係スル所アルヲ以テ。之ニ交ヲ結ヒ。親睦
セン。トテ謀リ。為ニ羅馬宗教ヲ修行スル。トテ許
セリ。

然ルニ内府様数回ノ戦争ニ於テ。大勝利ヲ得。日
本全國ヲ掌握セシ。以テ。諸侯皆一定領地アリ。是
悉ク將軍ノ関係スル所ナリ。以テ自家ノ利益ノ
ミノ為ニキリスト教ヲ信用スルヲ得サレシ。ノ
諸事皆將軍ノ指令ニ隨テ行ハサルヲ得ス。則チ

各處に焼く

三

ロームセキリステンドムヲ撲滅スルノ議起リ
羅馬僧徒ヲ探索シ先ツペートルアブアステン
シオネフランシスカネルヨアンネスバブチス
タマカドイソイトアルボンシユスナハルレ
テドミニカーネル又ヘルジナンドアサントヨ
セブアウキエスチネルヲ得テ悉ク大村ニテ刎
首セリ

然レ此死刑ハ尚緩ニシキリスト徒ヲ懲戒ス
ルニ足ラサルトテ火刑ニ處スルヲ始メリ其
法左ノ如シ當日先ツ罪者ヲ一車ニ載セテ市

中ヲ巡行ス此車ハ二牛ニテ牽カシム前ニ銅柱
ヲ立テ車上ニ固定ス上端ニ銅アリ曲ル其末端
ノ球ニ一大鐘ヲ掛ク之ヲゴムト称ス其傍ニ一
奴立ツ市街ノ角ニテ鉄槌ニテ之ヲ敲キ大響ヲ
發ス觀者群ヲ為シテ刑場ニ集會ス衆人會スル
ニ及テ鐘色止ム是ニ於テ牛前馬上ノ者大色ヲ
放テ罪状ヲ宣告シ焚料ノ多寡ヲ言渡ス罪状ノ
應シテ焚料又打鐘者ノ後ニ一官吏及ヒ一奴ア
リ車上ノ毛氈ニ坐ス奴ハ裂縁アル旗ヲ高ク捧
ク其上端ニ二條ノ總ヲ掛ク官吏ハ鉄柄ノ苛責

鞭ヲ挺出ス。此鞭ノ末端ニ鑲製ノ葡萄アリ。之ヨ
リ太キ索ヲ垂レ。細長キト圓ト球ヲ附ス。又車ノ
前後ニ鎗手及ヒ銃手アリ。觀者群集ノ所ニ於テ
全隊歩ヲ止メ。罪者ヲ呼ヒ出ス。此時刑場ニハ多
數ノ柱ヲ立ツ。刑人ノ數ニ應ス。柱ヲ距ル一羊尋
周圍ニ木材ヲ積ミ。唯僅カニ一所ヲ留メ。之ヨリ
罪者ヲ内ニ入ル。一手ヲ拳テ柱ニ縛シ。一足ヲモ
縛シ。遁走シ能ハサル為ニ。入口ヲ閉鎖ス。是ニ於
テ周圍ニ火ヲ放ツナリ。或ハ上端ヲ開キ。風ヲ通
シ。罪者ノ蒸氣及ヒ煙ニテ窒息スルヲ防キ。徐々

ニ死ニ就カシムルヲアリ。
ベ一テルデシユニガアウギユスチネル。及ヒロ
デウエーキフロンスドミニカリネルヨリ。アン
トウエルベレニ至ルマテ。皆長崎ニテ火刑ニ處
セラレタリ。他ノ二人悉ク重刑ニ罹レリ。夜中一
ニノ葡人。竊カニ来テシユニガ。及ヒカロンスノ
羊燒體ノ体ヲ。大片ニ截断シ。以テ神物トナシ貯
ンカ為ナリ。翌日ニ至レハ之ヲ索ムルニ難カル
可ケレバナリ。又長崎ニ於テ千六百二十二年九
月イ、ソイトカレリユススピノラ。及ビミニカ

一ネルスアラシンスキユスデモラレス。ヒアシ
ンチユスオルフヤネル。及ヒアレボンシユスデ
メナ。赤火刑ニ罹レリ。其体ヲ炭ヲ盈テタル濕キ
穴ニ入レ。焼テ灰トナシ。其灰ヲ集メテ。遙カニ海
上ニテ風ニ吹キ散セシム。是少シモ魂魄ヲ止メ
サル為ナリ。

然レ氏上ニ記スレスピノヲ。及ドミニカリネル
スハ。他ノ火刑ニ罹レリ。就中一ノブリユスセラ
ルハ。焚材ノ間ニ囲マレ。一手ヲ柱ニ縛シ。柱根
ニ坐セシメテ火死セシメリ。風上ニ在ル者徐々

ニ焼死ス。時々風ニテ冷シ。体ヲ動カシタリ。蓋シ
柱ハ深ク土中ニ入ルニアラサレハナリ。此残酷
法ハ死ヲ遅カラシムル為ナリ。ヒアシンチユス
アルハネルハ。多ク風上ニ立チ。火焰ヲ遠クス。為
ニ死スルニ十六時ヲ費ヤセリ。二人ハ風下ニ繫
縛セリ。故ニ火焰猛烈ニシテ柱ニ及フ。索焼テ断
ス。是時焚材ヲ踏テ遁レキリス。テンドムノ慶業
ヲ避ンコヲ求ム。然レ氏筑前殿ハ貴價ナル毛氈
上ニ坐シ。日本貴人。及ヒ軍卒ニテ圍繞セラレ。長
崎奉行権六ノ檢閲ヲ待チ。鎗及ヒ杖ニテ遁者ヲ

三
言
書
機

打子。再ヒ火中ニ復セシメ。以テ日本貴人ノ決シ
テ帰依スル念ヲ起ス。勿ラシメントス。火力ノ
苦痛耐ヘカラサレハナリ。而シテ尚此法ヲ緩ナリ
トシテ。更ニ嚴法ヲ要セリ。其後平戸市外ニテイ
、ソイトカミルサユステコンスタンフアリ。又
島原町ノ内ニテ同法ヲ以テ。パラリユスオハル
リユスヲ焼キタリ。

此類ノ中尤モ重大ナルハ。千六百二十三年。江戸
ニテ行フ所ナリ。コルネリスハサルトカ僧家歴
史ニ記スル所ト。又日本ヨリイ、ソイトンミユ

チラスヒテルレセウスカ。羅馬ニ寄セタル書牘
トハ。此事ヲ記スルニ大ニ差異アリ。ハサルトノ
説ヨリハ。書牘ヲ大ニ信スヘキニ似タリ。其記ス
ル所左ノ如シ。内府様ハ一貴人原主水殿ノ足
趾。及ヒ手指ヲ挾ミ折リ。前額ニキリストヲ信仰
スルノ焼章ヲ印ス。然レ氏將軍公方様ニハ。其血
縁アルカ為ニ。稍刑ヲ緩ニシ。羅馬教法ヲ窺カニ
信スルト勿ラシム。故ニ其臣ヲシテ江戸町奉行
榎田勘兵衛ニ就テ。將軍ノ命ニテ之ヲ捕ヘテ入
牢セシメ。拷問シタルニ由テ。デイ、ソイトヒロ

アブラム・ブラス・葡
 起キ英人ニ捕
 送ラレタルニ
 止ムヲ得ス
 葡
 送ラレタルニ
 止ムヲ得ス
 葡
 送ラレタルニ
 止ムヲ得ス

ニミユスアブアンゲリス。及ヒフランシスキユ
 スガルヘスミンテルブルヤテルヲ發覺セリ。
 アブアンゲリスハカルリユススビノラト共ニ
 送ラレタルニ止ムヲ得スブラシルニ向ヘ更ニ
 葡萄牙ニ赴ケリ。此帰路英人ニ擒ラル。既ニ捕ハ
 レテ船内ニ在タルニ。竊ニ後側ヨリ遁レ出テ小
 舟ニ入テ身ヲ隱シテ終ニ捕ヲ脱シ里斯本ヨリ
 印土ニ赴ケリ。後久ヲシテ支那地方ニ至リ。留マ
 ルト多時。而ソ後日本ニ来レリ。偶伏水ニ在留ノ
 イ、ソイト徒ノ頭領ニ撰ハレ。此地ニ逗留スル
 ト多年ナリ。後駿河ニ赴キタリ。此時將軍ノ居城
 アリ。一寺ヲ建シテヲ謀ル。但シ公ニ許可ヲ得テ
 之ニ従事スルト能ハサルヲ知テ。竊カニ羅馬教
 ヲ講ス。諸事意ノ如キヲ得タリ。又江戸ニテ一家
 ヲ購求シ。寺ト為ント欲ス。然ルニ事發覺スルニ
 及テ。逐ハレテ駿河ニ歸リ。又長崎ニ歸レリ。則チ
 千六百四十年。多数ノキリスト徒。京都及大阪ヨ
 リ日本ノ北部サカレンニ追放セラル。内府様羅
 瑪教ヲ禁スル為ニ。アブアンゲロウス亦之ニ引
 退キタリ。後再び江戸ニ来ル。復タ前志ヲ継キ一

巨屋ヲ購求シテ。教法ヲ修行セントス。此謀ヲ為
スニ及テ。勅兵衛ノ侍臣ニ詰ラル。アブアング
ウス。此事ヲ傳ヒ聞テ。適レ隠ル。侍臣ハアング
ウスノ止宿セル家族ヲ。残酷ニ処置セリ。アング
リウス又此事ヲ聞テ。家主ノ已レ。為ニ不都合
ニ逢タルヲ痛ミ。憂悶ニ耐ヘス。自ラ一日本人シ
モンヨトボト共ニ。勅兵衛ニ訴フシモンヨトボ
ハ。其始坊主ニ帰依シタルニ。後羅瑪教ヲ信シ。イ
ソイテニ仕ヘテ。ドシゴトナル。猶悟道者ト云
フカ如シ。アブアングリウス町奉行ニ向テ。自ラ

アブアングリウス
斬首セラル

シハリヨリ日本ニ送ラレ。此地ニテ羅瑪教ヲ
説ク為ノブリスナルヲ告ク。
ミンデルブルトデルフランシスコガルヘスハ
此事ヲ聞テ江戸ヲ距ル一里ナル鎌倉ニ適ル
此地ニ至リタルニ容レラレサルヲ以テ。再ヒ江
戸ニ帰レリ。此時江戸ニテキリスト徒四十七人
斬首セララル。公方様ノ命ニテアブアングリウス
ガルヘス。及ヒイトボ。悉ク火刑ニ處セララル。千六
百二十四年十月四日死刑ヲ行フ。獄吏捕人ノ頸
圍ニ強索ヲ掛ケ。両手ヲ背ニ縛ス。アブアングリ

ウスハ馬上ニ坐ス。胸前ニ大字ニテ名ヲ書記ス。後ニエムボ。及ヒ他ノ十五人徒行ス。フアンシス。キユスガルヘス。及ヒ原主水殿皆馬上ニ縛ラル。馬後毎ニ一隊ノ護兵アリ警固ス。

原主水殿ニハ一指令官アリ。鐘ヲ敲ク者先導シ。宣告ヲ高ク掲ク。全世界ノ人宜シク知ルヘシ。將軍公方様ハキリスト宗ヲ嫌フヲ以テ。今其甥ヲ火刑ニスルヲ以テ現然タリ。此羅馬教ヲ信スルニ由ルナリ。江戸外ニ刑場十五ヶ所アリ。其三ハ市中ニ近シ。他ハ稍遠所ニアリ。周囲共ニ焚材

ヲ重積ス。柱ヲ距ル一尋半。軍卒刑場ノ周囲ヲ遶ル。以テ衆人ノ雜沓侵入ヲ拒ク。觀者ノ数夥多ナルモ。容易ニ刑場ヲ見得ヘカラシム。刑場ハ原野ニアリ。高山ニ迎接ス。觀者之ニ登ル。之ヲ檢閲スルノ官吏ハ山ノ款タル所ニ高ク旗ヲ立ツ。先ツ四十七人ノ一手ヲ柱ニ縛シ。足下ニ各人ノ名ヲ記ス。レオタキユエラアコンヒエイキユイハ。ンサビシユスキユアンシヤ。小左衛門シモンエムボ。ベートルシシヤビユキユス。ヨアンネスマ。タガレモン。ミカール九左衛門。ラウレンチウス。

ガジキユイ。マキアス。彌左衛門。ラウレンチウス
覺左衛門。マキアス。久左衛門。トマス。與兵衛。ベ
トル三太良。ベートル。佐左衛門。マキアス。茂右衛
門。イガチウス。左右衛門。シモン。ミユアム。デシウ
ス。ヨクニウ。イサキユス。ボナヘンチエラ。九太
夫。ヨアンネス。新九郎。ヒラリウス。文五左衛門。フ
ランシスキユス。久左衛門。サシモノニアリンシ
キユイル。ヨアンネス。幸左衛門。ロマニユス。權左
衛門。エマニユール。武右衛門。ベートル。九左衛門。
久三郎。ベートル。小右衛門。アンドレアス。ジシユ

原主水刑

キユエ。ラバール。久左衛門。久助。アントニウス。他
十三人ハ書中名ヲ記セス。
火四方ニ起ルニ及テ。死刑人ハ恐ルヘク悲歎。且
ツ號泣ス。原主水殿。アブアン。ゲリウス。及ガルヘ
ス。ハ馬上ニ坐ス。以テ此残酷ナル火刑ヲ觀セシ
メンカ。為ナリ。此ノ如キ瀕死中ニ於テ。更ニ彼此
ノ事アリ。原主水殿先ツ緊縛セラル。次テアブア
ンゲリウス。後ニガルヘス。亦縛セラル。
ハサルト又曰ク。ニ責人アリ。馬上ニテ觀者群中
ヲ過キ来ル。護兵及ヒ獄卒等奔走ス。一ハガルヘ

原主水刑

ス。一ハアインゲリウスノ頸ヲ刎シ。之ヲ火ニセシ
者ナリ。之ヨリ以下記スル所全解スルヲ得ス。唯
上ニ記スル書讀ヲ考フノミ。四十七人ノ火刑人
刑場ニ臨ム。皆キリスト徒ナルヲ以テ入牢セ
シ。ソタルヲ明ラカニ公告ス。

此残酷ノ處刑ノミニ止マラス。マリアセゲイブ
ハレオゴンヒユキユイノ母ナリ。最後ニ焼カル
是アブアングリウスヲ居留セシメタルヲ罰ス
ルナリ。故ニ刑セラレナリ。更ニ他三十六人アリ
或ハ宗門ノ徒ヲ止宿セシメ。或ハ家ヲ假シ。或ハ

借屋ノ保証人タル等ノ事ニ囚ル者ニテ。宗徒ニ
アラサレハ。其罪輕カルベキニ尚刎首。或ハ磔刑
ニ處セラレタルハ。實ニ殘忍ト云フヘキナリ。キ
スト徒ハ徐々ニ焼クナリ。又此徒ノ兇輩。理非ノ
別ナク遊嬉シタルニ。其親戚ノ眼前ニ於テ首ヲ
刎ネ。或ハ横断シ。或ハ縦割シ。其身ヲ粉碎セシハ。
他人ニ在テモ尚之ヲ正視スルニ忍ヒス。實ニ殘
虐ノ極ニシテ言語ニ絶シタル非道ノ刑ト云ベ
シ。
更ニ江戸市中。及ヒ周圍諸地ニ布告ス。一ノキ

リスト徒ヲ癸覺シ。或ハキリスト徒ニ家ヲ貸シタル者ヲ示名スル者ニハ。其賞トシテ金三十枚金コロシチヲ與フルノ外。其家屋諸雜具ヲ併五百ニ當ルセテ賜フヘシト。此殘刑火ノ蔓衍スルカ如ク。忽チ日本全國ニ及ヘリ。仙臺ニテハキリスト徒六十人。坑夫ニ擬装シタルジダキユスカルハリオト共ニ癸覺セリ。皆冬時夜中凍冷水ニ浸サル。大村ニテハドミカネルベートルハスキユエス。ラシスカネルロデウエーキサ、ンドウ及ソテルロ。又一イ、ソイトミカールカリユアルホモ。亦前ノ如ク火刑ニ處セラレリ。有馬ニテハビンセンチウスカニユン。高麗ヨリ来リタルニ。縛セラレ。鉄叉ニテ指ヲ折リ碎キ。水ヲ口ヨリ漉キ。吭ニ満タシ。復タ之ヲ吐カシム。播摩國ニテハキリスト徒ヲ追放ス。肥後ニテハミカール中島ハ。竹鞭ニテ篋タル。又高キ彈機ニ縛シ。遽カニ之ヲ上下シ。冷水ヲ口ヨリ漉キ。又腹ヲ搾テ之ヲ吐出セシム。又裸体ニテ烈日ニ洒シ。後之ヲ地獄温ノ沸熱硫黄泉ニ送リ。久シク之ニ浸シ。失氣スルニ至ル。廣島ニテハ餘山新太郎。須原喜左衛門。

ヨアキム丸良左衛門等ヲ磔刑シ。或ハ斬刑ス。肥
前ニテハロームセ徒ヲ鍋島ノ守大ニ嫌ヘリ。此
人ハ公方様ノ江戸ニテキリスト徒五十人ヲ火
刑ニシタル片ノ檢閲官タリ。
長崎ニテハ葡人。及ヒ日本人ロームセ教法ヲ奉
スルカ為ニ火刑セラレ。頻々ナリ。町奉行權六
ハ。他ノ奉行ノ如クニ殺戮ヲ好マサルニ似タリ。
他人ハ頻ニ之ヲ行ヒ。此怖ルヘキ暴虐ヲ以テ相
誇ルナリ。權六固ヨリ多病ニメ為ニ心痛シ。晝夜
寧意ナルヲ得ス。キリスト徒ヲ此ノ如ク殘刑ニ

處スルヲ好マス。政府ニ請テ頻ニ辭職ヲ求ム。
此懇願終ニ許容セラレ。河内殿ニ將軍ヨリ奉行
ヲ命セリ。此事長崎全市ノ為。殊ニキリスト徒ノ
為ニ。驚駭ナキニアラサルナリ。蓋シ河内殿ハ抽
タル貴人ニテ。且極テ嚴酷ナレハナリ。抑モ長崎
ニ在テハ常ニ將軍ノ威權ヲ挾テ。茲ニ居留シ。將
軍家所用ニ必須ナル諸品ヲ購求スル為ノ諸商
人ヲ制スルニハ。此嚴酷ヲ以テスルニ非サレハ
能ハス。且日本貴人ハ非常ニ押柄ナリ。而シテ商人
ヲ遇スルヲ犬馬ノ如クス。故ニ河内殿ノ為ニ衆

皆苦慮ス。

千六百二十六年六月新奉行長崎官邸ニ着セリ。到着ノ第二日五十三條ノ法則ヲ定メ。定例ノ如ク遍布セリ。翌日日本僧フランシスキユスバルキユ五バルタルデトルンヌヲ火刑ニ處セリ。是一年某家ノ床下ニ在テ。窖内ニ潜ミ居タル所ナリ。バテスタフラハ有馬ニテイ、ソイト寺院ノ監官ナリ。其他日本人五人。是羅馬教徒ニ家ヲ貸シタル者ナリ。又同教ノ葡人則チアルベタンヨスセ。及其子十四歳ノ者。ジーゴテコスタイソシデコスタ。及バルタサルテソレセ。此二人ハ此葡人ハヘーデンニ変宗セリ。其後男子五人。婦女三人火刑ニ處セラル。皆羅馬僧ニ屋ヲ貸シタルヲ罰スルナリ。一婦人子アリ甫テ六歳。母ノ前ニテ先ツ斬首セラル。

此二人ハ毎セナリ

河内殿罪人ヲ獲ルト案外多ク。長崎ニテ羅馬教ヲ禁スレト之ヲ庇蔭スル者幾千人ナルヲ知ラス。是ニ於テ別案ヲ建ツ。十月河内殿ハソ羅馬教徒ヲ隠シ置キタル者ヲ悉ク呼ヒ出シタリ。此人皆美衣ヲ服ス。其負五千

人ニ過ク。則チ懇々説諭シ。以後ヲ懲戒シ。恩典ノ
処置ヲ施シタリ。

然レモ尚処々ニ刑戮ノ事アリ。長崎ヲ距ル一
里。茂木村アリ。有馬ノ長臣ボンゲノドニ屬ス。
男子七人。婦女五人。羅馬教信仰ノ為ニ入牢セル
アリ。之ヲ獄吏ノ前ニ出シ。前額ニ烙鉄ヲ以テ記
章ヲ印ス。問テ曰クキリスト教ヲ見限ルヤト。之
ヲ否メハ更ニ両頬ニ烙鉄ヲ印ス。尚固執スレハ
之ヲ裸體トナシ。四肢ヲ延伸シ。劇シク鞭篋ヲ加
ヒ。而メ之ヲ死刑ニ處スヘキ者トス。此時日本釋

教ヲ棄テ。更ニ改宗ヲ望ム者ハ。獄吏更ニ苛責ヲ
加フ。則チ陰部及ヒ一身他ノ軟部ニ烙鉄ヲ貼シ。
手指及ヒ足趾ヲ截去ス。尤モ驚クヘキハ十二人
ノ殘刑中。六歳ノ一兒アリ。此苛責ニ驚カス。共ニ
入牢セリ。暫時間ニキリス。ト徒ヲ發覺スル。丁四
十一人ニ至レリ。皆同シク苛責ヲ受クヘキ者ナ
リ。是ニ於テ終ニハ罪人ヨリハ獄吏疲勞スルニ
至ル。其十七人ハ海岸ニ送ラレ。腹ニ重石ヲ抱カ
シメ。船ヨリ海ニ投セリ。此内一男アリ。其妻及ヒ
三兒ヲ伴フ。伯ハ十七歳。仲ハ十三歳。季ハ六才ナ

リ季ハ呼ビ出サレ石ヲ抱カサントスル片其景
況ヲ見テ驚キ泣ントス。獄吏父ニ問テ曰ク。兎ノ
存生ヲ欲セサルヤ。答テ曰ク。望マスト他ノ溺刑
人ニモ此類アリ。

日本ニテハ両親ノ罪ノ為ニ其子獄吏ノ手ニ属
スルハ尋常一般ノ事ナリ。兎ノ存生スルモ死亡
スルモ之ヲ撰フハ親ノ意中ニアリ。又日本小児
ハ無理非道ノ殘刑ニ處セラレモ敢テ其苛責ヲ
辭セス。ユシユカ市ニニ子アリ。長ハ十歳。少ハ五
歳ナリ。其父アンキシユス森平兵衛。及ヒ生後四

日本ノ
山親無十三通五ノ

日ノ女ト共ニ少シモ怖レズシテ殘刑ニ處セラ
レタリ。
ナカイ島ニ於テ一貴族全家ヲ滅セリ。此時數子
アリ。皆殘刑ニ罹レリ。

此ノ如キ小話ヲ以テ日本人ハ小心悻怯ナラス。
能ク苛責ニ耐ヘ。幼稚ニ於テモ剛勇ニシ。一タヒ
信スレハ固執シテ動カサルノ性アルヲ十分
ニ悟ルヘシト。誣言ニ非サルナリ。何トナレババ
テルノステル。アヘマリ。アノ教則。及ヒ信心ノ經
典ノ外。舊新ノ經典アルヲ知ラサレバナリ。此ノ

如ク殘刑ニ處セテレタル日本人ヲ固執信心ノ
者ナリトシテ。多年間厚ク奉スルノ明証ナリト
ス。實ニ少年ノ耐忍ハ。若シ真ノキリスト教ノ根
元ヲ領解スルキハ。尤モ結構ナリ。猶三百四年ニ
ロマニユス。カアンヲオシ。ニ於テ。アスクレ
ビアチスニ由テ。苛責セラレ切ラレタルカ如シ。
アスクレビアテスハ。刑人ロマニユスノ裸体ニ
テ十字架ニ釘セラレタル。彼ノキリストヲ信シ
タルヲ誹謗ス。ハマニユス答テ曰ク。此ノ如キ誣
言ヲ正サンカ為ナリ。若シキリスト彼ニ禁スル
ニアラサレハ。豚ニ向テ薔薇花ヲ撒スルカ如シ
ト。然レ氏アスクレビアテスハ。兎ニ領悟セシム
ル為ニ。安心シヘ。イデンセ。神ハ。接合ヨリ生レ。淫
亂放肆。又他ノ汚穢ナル暴行ニ由テ著名ナレハ。
拜礼セサルヲ得サルヤ。但シハ此名譽ハ神聖ナ
ルヘ。イランドニ歸スルヤ。請フ其一ヲ撰ラベ。ヨ
ト。アスクレビアテスハ。兎ヲ前ニ呼ビ問テ曰ク。
神ハ如何ナル者ナルヤ。而シテ僅少年ノ懺悔ニ諸
般ノ著大ナル苛責ニ罹ル。全キリスト徒ノ結構
ナル懺悔ヲ聽キ。嚴酷ナル鞭笞ノ後。其兎ヲ其母

ノ前ニテ刎頭ス。獄吏ローマ斧ヲ揮フキ尚プサ
ルム。典經ノ語ヲ唱歌ス。仁惠ヲ受クル人ノ死ハ
主君ノ目ニハ貴價ナリト。
日本小兒ハ獄吏ノ手ニ屬シテ安全ニ死ス。神徳
ヲ奮新ノ經典ヨリ熟知シ。僅少年ノワルデンセ
ンノ如ク。是ニ就テ教頭巴里大ニ於テ佛王
口デウエーキ弟十二世公告ス。ワルデンセンノ
小兒ノ口ヨリ信用ノ算ノ為ニ進捗スルカ如ク
進捗スルヲ得ス。

且ツ日本人ハ其小兒ニ教テ死ヲ恐レサラシム
エウアソゴリセ信心ヲ親切ニ教フルニ由ルニ
アラス。苛責ノ殘刑ニ向テモ尚然ルヲハサルト
ノ説ノ如シ。曰クヨアソネスカタウネノハ一貴
人ナリ。出羽國ニ住ス。一子アリ甫テ七歳ナリ。日
々耐忍ヲ教フ。カタウネノ擒ハルノ少前ニ其兒
ニ告テ曰ク。若シ獄吏来テ汝ヲ捕ヘ生ナカラ火
刑ニ處セントスルヲアラハ何如ナスヤ。信ヲ失
ナハンヤ。兒答テ曰ク。父ヨ汝何ヲ為スヤ。父曰ク
焼カシムルノミ。兒曰ク。兒モ亦斯ノ如クセンノ
ミ。時ニ父曰ク。来レ。兒ヨ。余今之ヲ試ミントス。汝

果ノ能ク耐ユルヤ。今汝ニ此炭火ヲ與フ。余カ命ヲ待ツニ非サレハ之ヲ放ツト勿レト。見則チ手ヲ開ク。父其掌上ニ一熾炭ヲ置ク。見之ヲ握リ驚カス。焼テ肉ヲ傷ルニ至ル。父許サ、ル間ハ敢テ之ヲ放タス。人アリ問テ曰ク。大ニ苦惱シタルニアラスヤ。小兒答テ曰ク。余既ニ火刑ニ罹ルヲ覺悟ス。豈ニ掌中ノ火ヲ恐レンヤ。今為ス所短時間ノミト。是ヲ以テ各種ノ日本人其兒ヲ教フルニ耐忍ヲ以テスルヲ類推スヘシ。又年長ノ日本人イ、ソイトヲ信スルノ徴ヲ示ス。則チ獄吏ノ手ニ在テモ。尚基督及ヒ摩理ノ兩像ヲ放タス。常ニ之ヲ以テ摸範ト為スニ似タリ。

徐々ノ火刑ノ外。日本ニハ地獄ノ水ヲ以テスルヲアリ。此水ハ硫黃性ニシテ熱沸ス。高山頂ヨリ流落ス。其響物凄クシテ聽者ノ心ヲ悸セシム。岩ニ激シテ泡沫ヲ散ス。硫氣天ヲ衝ク。多数ノローマ信徒ヲ有馬ヨリ此地ニ送り。而シテ裸体ニテ此沸泉ニ浸ス。此ノ如キ苦責ヲ受クルハ。日本ヘイテシテ派徒ノ大ニ厭フ所ナルニ。之ヲ縛シテ山上ヨリ激流ニ向テ投擲スルヲアリ。

師者多歎之
為之屢別策
以建之

追放
三

長崎ニテ町奉行河内殿江戸ヨリ到着ノ後大ニ
キリスト僧ヲ苛遇ス就中火刑ニ處スルハ一日
本僧トマスソイセアリ是長崎ノ周圍又大村及
ヒ有馬等ニ潜伏セル數千人ノ口トマ徒ノ一摸
範ト為スナリ然レ氏河内殿罪者ノ案外多數ナ
ルカ為ニ其處置ニ困却シ別策ヲ案ス
犯罪人中ニ老人アリ共ニ前將軍ノ時ニ長崎ヲ
差配セシ人ナリ大ニ押柄ナリ其身位ト富饒ハ
著大ナル親戚アルトニ由ル河内殿其家族十一
人ト妊婦トヲ江戸ニ送レリ他ノ多人長崎外ノ

聖若家之窓ヲ
釘向ニ往來スルヲ
禁ス

山中ニ追放シ且布告ス此追放人ニハ市街ヨリ
モ村落ヨリモ食料ヲ與フルヲ勿レ又此人ノ為
ニ小舎ヲモ茅屋ヲモ營ミ雨及日光ヲ避ケシム
ルヲ勿レ蓋シ苦惱中露天ニ在テ徐々ニ饑テ斃
レシムル為ナリ
長崎ニテハ罪者アル家ハ戸及窓ヲ周圍ヨリ釘
閉ス故ニ隣人窺カニ穴ヲ鑿テ一ニノ食料ヲ贈
ルニアラサレハ全家族ヲ拳テ餓死スルヲ免カ
レス又若シ日本釋教派ノ徒タルノ徴ヲ示スニ
アラサレハ雇役スルヲ許サス又海上ニモ伴フ

豊後國通江
五ヶ越ハレハ謀

ト勿ラシム。此ノ如キ禁令アルニ由テ。存生スル
ノ策ナキカ為ニ。死去スル。山中ニ在ル者ニ同
シ。山中ニ在ル者。其一身ハ寒熱雨風ニ曝サレ。悲
哀ト饑餓トニ由リ。又日々妻子ノ難法スルヲ見
テ。心ヲ傷マシメ。為ニロームセ。僧ニ勸メラレタ
ル學問ヲ見限ルアリ。又尚固執スルアリ。

又河内殿五人ノ貴人ト其妻ト兒ト共ニ刎頭セ
リ。此人ハ己レノ主君ナル日本將軍ノ遺子秀頼
ヲ焼殺シタレ。氏法教ヲ信シ。竊カニ遁レテ瑪港
ニ赴クノ葡船ニ隱レ。而シテ直午ニ卧垂ニ出帆ア
ラシ。トテ懇請ス。若シ葡人禁令ヲ守ラサリシナ
ラハ。一時日本港内ニ碇泊スル者ノ生命。及ヒ貨

財皆没収セラルヘシ。追放サレタル日本人。其妻
子及ヒ從者三十二人。共ニ出帆セリ。然ルニ數週
間一老婦ノ外。他ニ一人モ残ル者ナシ。又毒殺ニ
由テ斃ルアリ。葡人此困苦セル同伴ノ處置ニ難
ム。蓋シ日本官吏ニ厚謝センカ。上ニ記スル貴人
ヲ殺スヲ恐ルナリ。是其貴戚ニ出ルト。血族ノ威
權アルトノ為ナリ。

豊後國通江
五ヶ越ハレハ謀

河内殿此ノ如ク多ク葡人ヲ殺スト。蚕定例ノ期

アリテ江戸ニ帰レリ。是ニ於テ山中ノ追放人モ其離隔スルニ由テ稍緩解ヲ得。竊カニ長崎ニ来リ。朋友ト相尋問シ。又茅屋ヲ營テ住居ス。然レ氏河内殿長崎ニ再来スルニ及テ頑固ナル追放人三百四十八名ヲ有馬ニ送り。残酷ニ拷問苛責セリ。則チ裸体ニ沸泉ヲ漑キ烙鉄ヲ貼シ。鞭篁強打日中ハ烈日ニ晒シ。夜間ハ嚴寒ニ觸レシメ。或ハ蛇ヲ盈ルノ桶ニ入レ。親ノ眼前ニテ小兒ヲ焙リ殺シ。其痛苦耐可ヲサルカ為ニ精神ヲ脱失スルニ至レハ。則チ藥劑ヲ與ヘテ之ヲ整復シ。其醒覺スルニ及テ再ヒ苛責ス。此ノ如キ残酷ヲ加フルヲ或ハ二十日。或ハ三十日。或ハ四十日。或ハ六十日ニ至ルヲアリ。以テ死ニ至ル。就中頑固ナル者五人アリ。其肌肉全ク腐爛シ。膿穢汚臭。屍体ノ如ク終ニ獄吏ノ手ニ苦死ス。

以上説ク所ノ残酷苛責ハ。將軍公方様ノ治世ニ起ル所ナリ。千六百三十一年其薨後新將軍職ヲ繼クニ至テモ。残酷ノ所業尚ナキニアラス。直チニ羅馬教徒悉ク殘刑ニ處セラレタレバナリ。長崎ニハ新奉行采女殿ヲ定メリ。是將軍公方様久

シク其刑法ニ熟煉シ。日本全國ノ鑿察トナリ。事
情ニ通達シタルヲ察スルヲ以テ。一揆ヲ企ル者
ナキヤヲ探ラシメタル者ナリ。采女殿ハ嚴格ナ
ル人ナリ。但シ人外ナル刑戮ヲ好マス。穩柔ナル
人ナリ。故ニ持ニ河内殿ニ代テ。悉ク羅馬教徒ヲ
一掃スルニ適セリトスレハナリ。河内殿之ニ人
名帳ヲ渡セリ。此内ニハキリスト僧ノ姓名住所
ヲ細記スルナリ。采女殿之ヲ見テ過寛ナリトシ。
軍卒五百人ヲ呼ビ来シ。其^其實^實四^四百^百人^人自^自ラ^ラ馬^馬上^上ニ
盛粧シ。從者ヲ伴ヒ。長崎市外ニ止宿シ。翌日官邸
ニ着セリ。

采女殿火刑場ヲ
故

采女殿到着スルヤ。直千ニ市外ニ柱ヲ建ル。数
本焚材ヲ周圍ニ堆積スル。常式ノ如クス。人皆
誰ノ為ニスルヤヲ知ラス。或ハ曰クホフマンモ
ール。ヒールロニミエスマセダ。及ヒ近頃入牢シタ
ル。四葡人ノ為ナルヘシト。或ハ曰ク僧ヲ止宿セ、
ル。日本人焼カルヘシト。蓋シ葡僧止宿セシムル
ニ。帝ニ之ヲ床下ニ置クノミナラス。或ハ板圍ヒ
ノ内ニ置クアリ。或ハ他所ニ隠スアリ。此類發覺
スルニ及テ刎首セラレノミナラス。更ニ其屋ノ

両隣。假令日本へ一デン派ナル者モ累連處刑ヲ免カレス。

采女殿火刑柱ヲ市外ニ立タレ氏之ニ至ル者ナシ。貴人群集隊ヲ為シ。軍卒ヲ從ヒ。以テ長崎市中ニ潜伏セル羅馬僧ヲ搜索シタルニ。容易ニ功ヲ成シタリ。長崎八十八ヶ町アリ。夜中各町門ヲ閉ツ。各町毎ニ大組頭。小組頭ナリ。又五戸毎ニ組頭アリ。此組頭ハ毎朝五家中ノ動靜ヲ監吏ニ告ク。監吏之ヲ年寄ニ報ス。年寄事ノ大小輕重ニ應シテ。輕小ナレハ自ラ之ヲ處置シ。重大ナレハ之ヲ

長崎八十八ヶ町
大組頭小組頭

奉行ニ報ス。且ツ采女殿市中海上ヲ嚴重ニ保護セシム。町門ハ日没ニ閉チ日出ニ開ク。

軍卒各町ヲ巡行シ。而メ羅馬僧徒住スルノ家ニ至レハ。河内殿ヨリ贈リタル帳簿ニ照ラメ。更ニキリスト徒ノ潜匿セサルヤヲ糾問ス。若シ應ト言ヘハ之ヲ登録シ。否ト言ヘハ則チ屋内ヲ搜索ス。之ヲ肯セサル者ハ直チニ奉行ニ訴テ指令ヲ待ツ。或ハ避災庫内ニ入ル。主人ノミナラス。婦人小兒及ヒ他ノ家人皆糾問セラレ。羅馬教ヲ信セサルノ明徴アルニアラサレハ。則チ入牢ヲ命シ。

長崎

財産ヲ登録シ及ヒ窓ヲ鎖シ且封印ス

采女殿多人ヲ入牢セシメ地獄ノ沸泉ニ送り岩

ノ挺出シタル所ニ柱ヲ建テ水上ニ屋ヲ構ヒ床

ハ明ケ放シニス屋根ハ新鮮雜草ニテ蓋ヒ下賤

ナル者ハ羊尺ノ所ニ閉ラル此ノ如キ小舎ノ中

ニ羅馬教信徒ヲ置ク各人ニ警護者アリ是地獄

水ヨリ蒸発スル硫氣臭ノ為ニ昏冒スル者或ハ

死ニ至ル者ヲ注意スルニアリ此ノ如キニ至レ

ハ之ヲ家ニ携ヒ帰り死ニ至ラサル者ハ獄卒日

中ハ小柄ニテ地獄ノ沸水ヲ汲テ之ヲ全身ニ灌

ク頭ノミハ之ヲ除ク是急速死ニ就クヘキヲ恐

ルナリ蓋シ其効カ脂膜ヲ腐敗シ深ク骨ニ徹ス

レハナリ日本ニハ此類ノ熱泉及ヒ熱流各所ニ

在リ但シ地獄ヲ以テ尤モ猛烈ナリトスト云フ

博学ノ士此隱秘ノ原因ヲ探ラシカ為ニカヲ窮

メ精ヲ悉クセリ或ハ固信シテ曰ク地下ノ火力水

ヲ熱沸セシムルナリ猶火焰上ニアル片ノ如シ

ト然レ氏此説根據ナシ抑モ火ノ性タルヤ地下

ノ穴中ニ在ル片ハ他孔アリテ外氣ヲ流通スル

ニアラサレハ必ラス消滅スヘキナリ故ニ前説

ハ大ニ事理ニ反スルナリ。又火ハ水ヲ乾カシ水
ハ火ヲ滅ス。是其甲乙強弱ノ比較ニ準スルナリ。
夫レ火カハ流通スルノ水ヲ沸騰セシムヘシ。而
ノ土ヲ下ヨリ燒滅シテ灰トナスヘキハ固ヨリ
言ヲ埃タス。或ハ水能ク數百年間過度ニ沸騰ス
レハ。地下ノ火ヲ消滅スヘシ。水ト火トハ地下ニ
在テ同界ノカ度アリテ。甲乙優劣ナキナリ。火ニ
由テ流通スルノ水ヲ乾カサス。水亦火ヲ滅セサ
ル。勿ラシヤ。

ニアルヤ。今之ヲ他地ニ求メス。則チ証スヘシ。
以太里ニハ沸泉六十所ニ下テス。然レ凡水亦ニ
ハ絶テ火ヲ見ル。トナシ。ヘセヒエス。エトナヘク
ラ。及ヒ他山ハ常ニ噴煙シ。或ハ時ニ怖ルヘキ焰
ヲ放テ天ヲ衝ク。トアレ凡。絶テ沸泉又クヲ見ズ。
夫才識アル理学家ノ説ニ曰ク。熱ノ原因ハ硫黃
水ノ急速動搖ニアリト。之ニ由テ地下穴中ノ水
高ク上溢スルナリ。水長遠ナル硫黃地ヲ急劇ニ
流通スレハ愈益熱トナルナリ。之ヲ實驗ニ徴ス
ルニ。急劇ノ摩擦ハ温ヲ發ス。此説能ク秘奥ヲ開

噴水ノ利ニテ
冷熱アリ

クニ近カルヘキナリ。然リト虽造化深奥ノ秘訣
人カノ及ハサル所。恐ルヘキ驚駭中ニ隠ル者タ
ルトヲ悟ルヘシ。

何故ニガラマシテス街ニアルマテルガ噴水ハ

日中ヨリ夜半ニ至ルマテ。沸熱ニシテ夜半ヨリ日

中ニ至ルマテ氷冷ナルヤ。又著名ナルアウキエ

ケニユス。イソドリエス。及ヒプリニウスノ説ニ

據ルニユビテルアハモンニ献スル噴井ハジ

オドリユス。ソリニユス。フルリアニユス。ラクレ

チウス。及ヒプリニウスノ外。諸人オヒジウスノ

説ノ如ク。何故ニ冷熱相交代スルヤ。

角アルハムモンハ。汝ノ日中ノ水ヲ冷トナス

モ。日ノ出沒ニ方テハ之ヲ放冷シ得ス。

誰カ能クオ智ヲ此秘奥ニ進ムルトヲ得ルヤ。エ

ピリユス地方ニ驚クヘキ噴泉アリ。之ニ消滅シ

タル炬火ヲ保スレハ。忽チ燵火シタル

炬火ヲ保スレハ。忽チ消滅ス。又誰カ能ク後件ノ

原因ヲ探リ得ルヤ。ヨートセ國ニ一川アリ。ドイジ

ユスノ説ニ依リ。毎日ニ乾涸ス。又何故ニアントラ

キウス山ノ噴泉溢流スレハ。豊作トナリ。其水滅

乏スレハ凶歎トナルヤゴリニラスノ
 再ヒ地獄ノ苛責ニ説キ及フベシ説ニ拠ルナリ罪人苦責ニ耐
 ヘス神氣ヲ脱失スルニ及ヘハ則チ荼剉ヲ與ヘ
 生命ヲ保持セシメ神氣復スルヲ待テ更ニ沸水
 ヲ漑クナリ全八月中此苛責ヲ連施シタレ凡頑
 然固信敢テ志ヲ撓メス唯一少年アリ甫テ十八
 歳苛責ニ耐ヘス絶命セリ
 婦人ハ苛責セララルト男子ヨリハ更ニ甚タシ何
 トナレハ地獄水ヲ漑クノ外陰部ヲ裸露シテ市
 中ヲ逐ヒ廻ラシ手足ニテ匍匐セシム諸人ノ眼

前ニテ耻辱ヲ共フルナリ寡婦ハ獄吏之ヲ裸体
 トナシ其子ヲシテ人外ノ交接ヲ行ハシム或ハ
 其手足ヲ牡馬ニ固縛シシ鷄姦ヲ行フノ状ナラシ
 ム又子ヲシテ其親ニ或ハ親ヲシテ其子ニ地獄
 水ヲ漑カシム又兩人ヲ同縛シ腹ノ周圍ニ草ト
 共ニ鋤タル土ヲ填ムム許多ノ婦人ハ苛責ヨリハ
 耻辱ニ悩マシム或ハ陰疔ニ不作法ニ麻及ヒ綿
 ヲ詰メ込ミ又少年ノ陰根ヲ擬造シテ之ヲ緊縛
 シ又少女ニ迫テ火ヲ積薪ニ放テ其父ヲ燒カシ
 ム

数百ノ罪者ヲ裸体ニテ山林ヲ廻歩セシメ。前額ニ烙印ヲ記ス。各人ニ腹ヲ隠スヲ許サス。又海岸ノ某ノ地ニ柵ヲ結ヒ。其内ニ各種ノ家族ヲ雜居セシム。汐ニハ乾燥スレド。潮ニハ海水羊身ヲ浸ス之ニ食物ヲ共ヘテ。保生セシメ。十二日。或ハ十三日ヲ消セシム。又晝夜其子ヲ苛責シ。號泣ノ色ヲシテ。父母ノ耳ニ徹シ。目ヲ眩セシム。兎曰ク。父及ヒ母ヨ。自愛セヨ。基督ヲ祈念セヨ。世上ノ苛責ヲ脱スルヲ能ハス。此ノ如キ哀泣ノ色。深ク苛責ノ為ニ既ニ恍惚タルノ父母ノ心頭ニ鍼砭スルナリ。

又手足ノ爪ヲ剥起シ。或ハ旋錐ニテ孔ヲ穿ツ。其疼痛非常ナリ。又漏斗ニテ口ヨリ水ヲ注キ。腹ニ満タシメ。既ニ之ヲ地上ニ仰臥セシメ。獄吏強ク其腹ヲ踏ム。水鼻口及ヒ耳ヨリ漏泄スルニ至ル。此ノ如ク拷問スルノ後。更ニ重刑ヲ加フ。則チ罪人ヲ板上ニ載セ。両手ヲ胸前ニ叉シテ十字状ニ縛シ。身ヲ後邊ノ柱ニ緊縛ス。而シテ手足ノ爪間ニ銳利ナル鍼ヲ刺シ。五日六日毎ニ之ヲ反復ス。又一婦人ヲ蛇ヲ盈タル桶内ニ入ル。蛇ハ陰所及ヒ

肛門ヨリ刺入ス。

拷問苛責中尤モ残酷ナルハ足ヲ縛シ之ヲ倒ニシテ頭ヲ下ニシ井中ニ下ケ井上ニハ縊臺アリ之ニ附スル桁ニ滑車アリ此滑車ニ索ヲ通シ足ヲ半途ニ繫ク則チ身ハ井中ニ垂レ足ハ井上ノ蓋ニ止マル縊臺ノ傍ニ護兵立ケ近傍ニ在ル番小屋ヨリ出テ時々交代スルナリ此倒懸者ノ頭上ニ十字形ノ創ヲ造リ血液徐徐ニ滴出シテ心臓ニ脅迫スルヲ勿ラシム此ノ如クニソ存命スルヲ五日六日或ハ更ニ多日ニシテ落命スルニ

至ルアランスカロン曰ク余日本ニ在テ聞クニ此拷問ニ罹ルヲ三日其苦責ハ火刑或ハ他ノ残酷ナル刑ノ比ニアラス久シク耐ユルヲ能ハス終ニ羅馬教ヲ見限りタルアリ肉臓ハ胸膈ニ迫リ一身ノ他肉臓ハ既ヲ塞ク血ハ眼口鼻及ヒ耳ヨリ流れ出ツ始テ此刑ニ罹リタルハ一日本人ニコラリスケコンヒユカンナガナリ此人四日ニソ井中ニ死セリ千六百三十三年六月ノ末日ナリ其後同刑ニ死スル者エマニユエルホルゲスヨセプレオミユイイゲナチユスキンドアン

トニウスギアンノニウスヨアン木寺ヨアンネ
ス玉ベネレクナスヘルナンデスパウロユス齊
藤ヨアンネスデアコスタユリアニユス中浦ア
ントニウステ宗ニセバスキアリンビラナリ
此内以太里人アリ葡人アリ但シ多クハ日本人
ナリ而シ或ハ三日或ハ六日七日及ヒ九日ニナ
死セリ井中ニテ死シタル中浦ハ有名ナル人ナ
リ此人千五百八十三年豊後有馬及ヒ大村候ノ
命ヲ奉シ政羅巴ニ航シ羅馬ニ至リ法王グレゴ
リス第十三世ノ足ニ吸ヒタリ

十ノ百ノ刑者
四十萬ハニタリ

羅馬教徒ヲ制禁スルニ由テ固信スル者ヲ殘刑
ニ處シ眩惑スル者ヲ懲戒シ十六年間ニ四十萬
人中一人モ刑ヲ免カル者ナシレセルギラス
ブレクトスゾイン証ヲ示シテ曰ク千六百二十
六年長崎ノミニテ羅馬信徒四萬人男女及ヒ小
児アリ後三年間一人モ見サル所ナリ皆阿彌陀
或ハ釋迦ノ教法ニ入り小指ヲ刺シテ誓書ニ血
判セリ

記簿

然レ氏帳簿ニ復宗者ノ姓名ヲ記シ死ヲ誓テキ
リスト徒ヲ告訴セシム尚秘カニ之ヲ奏スル者

アルベキヲ疑フヲ以テ。一時ニ搜索スルヲアリ。往時佛人。全シ、リ、人民ニヘイラント教法ヲ禁シタル也。晚鐘ヲ設ケ。日暮一時間必ラス鐘ヲ鳴ラサシメタリ。午ニ百八十二年大ニ残酷ヲ極テ。一婦人ヲ佛ノ妊婦ト共ニ刑ニ處シタルヲアリ。東照宮様日本ニ於テ十分ニ法王教法ヲ滅絶ス。則チ瑪港ヨリ来ルノ葡人ニ制札ヲ示セリ。日本執政加賀守。讚岐守。大炊頭。カムボ。リエ。豊後守。及ヒ對馬守ノ記スル所ナリ。午六百三十八年

瑪港ヨリ日本ニ渡航スルヲ嚴禁セリ。若シ禁ヲ犯シテ入航スル者アラハ。船ヲ燒キ舟士ヲ死刑ニ處スヘシ。抑モ葡人日本ニ於テ竊カニ教法ヲ弘メ。人民ヲ嘯集シ。諸侯ヲシテ將軍ニ背カシメントシ。二年前ニ七萬ノキリスト徒ヲ有馬外ニ屯集シ。甲兵ヲ準備シ。山谷ニ充滿セシメタリ。但シ忽チ多クハ殺戮ヲ蒙ムレリ。然ルニ瑪港ニテハ。日本通商ノ利益ヲ失フヲ大ニ苦慮シ。終ニ衆評一決シテ。將軍ニ向テ使節ヲ送り。書ヲ捧テ曰ク。葡人決シテ公命ニテ僧徒

ヲ送リタルニアラス。有馬外ニ於ケルキリスト徒ノ一揆騒乱ノ如キハ。固ヨリ葡人ノ関カリ知ル所ニアラス。今使節ロイスパリスパセロドリゴサンセスデバレデス。シモンハキステバヒア。及ヒコンサルホモンテイロデカルハロラシテ。一年ノ食料ヲ備ヘテ。千六百四十年中夏水夫六十九人ヲ率テ未航セリ。其船長崎港ニ入ルヤ。直午ニ町奉行馬場三良左衛門之ヲ港内ニ引キ入レシメ銃砲ヲ卸サシメ兵卒ヲシテ之ヲ護衛セシム。

三良左衛門

三良左衛門直午ニ此事ヲ將軍ニ上申ス。將軍則チニ諸候ニ命シテ。葡人ノ瑪港ヨリ帶ヒ来リタル員ニ協フヘキ人民ヲ引テ。長崎ニ赴カシム。其候カンガキユミニムビユ。及ヒノウアヤマンシムベヨウエ。葡使ニ接シテ曰ク。將軍ノ令ニ反シテ日本ニ渡航シタルハ。抑モ誰ノ命スル所ナルヤ。使答テ曰ク。將軍ノ禁令ハ。唯貿易ノ事ノミ。此船決シテ商品ヲ載スルニアラス。將軍ト貿易禁令ノ事ヲ議シ。人民ノ自由ヲ妨碍セスシテ。権理ヲ害ヘシメントスルニアリ。ニ候之ニ答ヘス。

將軍様ヨリ葡人ニ賜フノ罪状言渡シテ讀ミ聞カス。

其文ニ曰ク。キリスト徒ノ日本ニ入ル以來。大ニ我將軍ノ政令ヲ傷リ。全國大ニ騷亂ヲ起セリ。故ニ止ムヲ得ス。重刑ヲ施コシ。終ニ此禍根ヲ断ツハ。葡人ヲ謝絶スルニアルヲ決議セリ。然ルニ之ニ拘ラス。船ヲ日本ニ向ケ。今日尚多数ノ僧徒ヲ潜匿ス。今数人ヲ許スハ。別意ニアラス。今回ノ處置ヲ其國政官ニ報セシメンガ為ノミ。假令葡使ハ口述スル所。僧徒ヲ日本ニ送ルニアラス。又

置クニアラスト云フト。虽瑪港ヨリノ書中ニハ。此事ヲ記セス。無証ノ言固ヨリ取ルヘキニアラス。將軍其押柄ナルヲ罪アリトシ。總テ之ヲ刑セントス。唯下民数名ヲ許シテ。其生ヲ保テ。瑪港ニ歸リ。葡人ニ事情ヲ告ケ。爾後日本港ニ船ヲ航スルヲ勿ラシメント欲スルナリ。

此文ヲ讀ミ終リ。之ヲ葡文ニ訳シ示シ。六十一人ヲ長崎市外ノ山ニ送り。悉ク刎刑ス。内葡人アリカステルラノネンアリ。支那人アリ。ベంగాラ人アリ。カフレンアリ。諸島ヨリ来リタルマレイ人

アリソロル。及ヒチモル。マラバレン。アセーネ
ン。ラネリラン。及ヒマカツサーレン。アリ。屍体ハ
四壁内ニ埋ソ。罪状ヲ壁ニ記ス。他十二人ハ生ヲ
保シテ瑪港ニ帰航セシム。其舟士ニ告テ曰ク。西
班牙王ヒリワプス。又基督ノ神。自ラ日本ニ来ル
モ。一ノ下刎頭スヘシト。

以上記スル所ノ人外ノ拷問ノ外。後人更ニ苛責
ノ新法ヲ案出ス。或ハ四條ノ索ヲ以テ四方ニ繫
キ。内ニ羅馬教徒ヲ置キ。四端ヨリ引キ。既ニソ一
頃ニ索ヲ解キ。罪人ヲ強打シテ。下ニ在ラシム。多

クハ氣ヲ失ス。獄吏直チニ強心ノ劑ヲ與ヘ。再ヒ
氣息ヲ復スレハ。更ニ拷問ヲ始ム。

或ハ竹管ニ硫黃。若クハ他ノ窒塞スヘキ料ヲ盈
テ。一端ヲ鼻孔ニ挿入シ。一端ヲ燒キ。口ヲ緊閉セ
シム。是ニ由テ。膏ニ面皮剥離スルノミナラス。更
ニ頭部ニ侵淫ス。又肉中ニ銳利ナル竹ヲ刺シ。骨
上ニ及ハシム。或ハ裸体ヲ炬火ニテ薰スル。ア
リ。肌肉剥脱。裂片ヲ為ス。或ハ手或ハ足ヲ露ハシ
テ。縊索ニ掛ラシム。此時間断ナク竹鞭ニテ敲ク
或ハ木環内ニ繫キ。兩臂ヲ十字状ニ結ヒ。手ニ重

錘ヲ提ケシム。

幼兒ア母バモ残酷ニ處置セララル。獄吏小兒ノ顔ヲ母ノ顔ニ強ク壓シ附ケ。兒愈啼泣スレハ母ヲ責ムルト愈劇シ。或ハ燒テ炎熱トナリタル火箸ヲ裸体ニ押シ當テ。頭ヨリ足ニ及フマテ黒色ニ薰スルトアリ。或ハ手中ニ熾炭ヲ置キ。若シ之ヲ投棄スレハ。キリスト教ヲ見棄ルヤト尋問ス。小兒ハ鉄文ニテ軟体ヨリ肉ヲ挾ミ取り。其鼻及ヒ耳ヲ捩り取ルトアリ。

羅馬教徒五十人ヲ捕ヘリ。市中

